

= 素案 =

厚木市障がい者福祉計画（第6期）

〔 厚木市障害福祉計画（第6期）・厚木市障害児福祉計画（第2期） 〕



誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる

地域包括ケア社会 の実現に向けて

～ すべての人がともに生きるまちづくり ～

令和3年度～令和5年度

厚木市

裏表紙

はじめに

第1章	計画策定の趣旨	5
1	計画策定の背景と課題	6
2	計画の位置付けと性格	12
3	計画の期間	14
4	計画の対象者	15
5	計画の推進体制	16
第2章	本市の状況	19
1	人口構成	20
	(1) 人口・世帯の状況	20
	(2) 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移	22
	(3) 地区別の状況	27
2	障がい者の状況	29
	(1) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況	29
	(2) 知的障がい者（療育手帳所持者）の状況	31
	(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況	32
	(4) 障がい児の状況	33
	(5) 障害支援区分認定者の状況	35
第3章	計画の目指す姿と全体像	36
1	将来像	37
2	基本理念	38
3	基本目標	39
4	計画の体系	40
第4章	施策の展開	42
1	障がい者理解の促進	43
2	権利擁護の推進	46
3	相談支援体制の充実	49
4	一貫した療育支援体制の確立	52
5	多様な就労支援	55
6	居住支援の充実	58
7	社会参加の促進	61

8	日常生活を支えるサービスの充実	63
9	健康・医療の充実	66
10	災害時支援体制の強化	68
11	地域をつなぐネットワークの構築	70
13	地域における人材等の創出と活用	72

第5章 指標 74

第6章 障害福祉サービス量等の見込み (障害福祉計画・障害児福祉計画) 80

1	計画の策定に当たって	81
2	計画の方針	83
3	成果目標	84
4	障害福祉サービス・障害児支援の見込量（活動指票）	90
5	地域生活支援事業の見込み	105
6	良質な障害福祉サービス等の確保のために	115

※ 令和元年度の障がい者データについては、最終的な計画書では10月1日現在のデータを掲載する予定です。

※ 成果を計る主な指標の数値については、今後修正の可能性があります。

※ 令和元年度実績数値については、現時点での推計数になります。

※ 第6期計画見込数値については、今後修正の可能性があります。

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。
ただし、次の場合は漢字で表記しています。

- 法令や団体名等の固有名詞の場合
（例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 など）
- 人の状態を表さない場合
（例：障害物、電波障害 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と課題
- 2 計画の位置付けと性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象者
- 5 計画の推進体制

1 計画策定の背景と課題

(1) 国際的な動向

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和56年（1981年）、「完全参加と平等」をテーマとして、この年を「国際障害者年」としました。その後は、昭和58年（1983年）から平成4年（1992年）までを「国連・障害者の10年」と定め、昭和57年（1982年）に障害者に関する世界行動計画が策定されました。この間に各国の障がい者施策は進展してきました。

アジア・太平洋地域では、日本も共同提案国となり、平成5年（1993年）から平成14年（2002年）までが「アジア太平洋障害者の10年」と定められていましたが、最終年となった平成14年（2002年）10月、滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合において、これまでの成果の評価を行い、さらに10年間の延長が宣言されました。平成24年（2012年）までの新たな10年間の行動計画として、びわこミレニアムフレームワークが採択されました。

また、平成13年（2001年）、第60回国連総会本会議で、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的かつ総合的な国際条約の決議案が採択されました。その後、平成18年（2006年）、第61回国連総会本会議で、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）が採択され、平成20年（2008年）に発効しました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。さらに、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ることをうたったもので、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締結国に対して求めているものです。

平成24年（2012年）には、第3回目となる「アジア太平洋障害者の10年」（2013年～2022年）の行動計画として、障がい者施策に関する10の目標と62の指標を定めたアジア太平洋障害者の権利を実現する仁川（インチョン）戦略が採択されました。

(2) 国の動向

我が国では、昭和45年に心身障害者基本法が障がい者施策の基本的な法律として成立しました。さらに、昭和56年（1981年）の「国際障害者年」を受けて、我が国における最初の障がい者施策に関する長期計画（昭和57年度～平成4年度）が策定され、障がい者福祉が進められてきました。また、「国際障害者年」を記念して、国民の間に広く、障がい者福祉について関心と理解を深めるため、12月9日を「障害者の日」としました。なお、「障害者の日」は、平成16年の障害者基本法の改正により、毎年12月3日から12月9日

までの1週間を「障害者週間」と定める規定へと改められています。平成以降は、少子高齢化に対応した社会保障制度の構造改革が行われ、平成2年には、福祉関係8法の改正によって、「保護救済型」の福祉から「自立支援型」の福祉への転換の方向性が示されました。

平成5年には、心身障害者基本法が障害者基本法に改められ、障がい者の「完全参加と平等」を目指すこととし、法律の対象となる障がいに「精神障がい」が含まれるようになりました。

平成7年の「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」では、障がい者の地域での生活を支える地域福祉の考え方が基本的な視点とされました。

平成12年には、介護の社会化を理念とする介護保険法が施行されました。こうした社会福祉制度の大きな転換を受けて、平成15（2003）年には、障がい者自らが契約により福祉サービスを利用することができる支援費制度が導入されました。

さらに、平成18年に障害者自立支援法が施行されたことにより、3障害一元化の制度が確立され、障がいの種別に関わらず共通のサービスを利用できるようになりました。また、日中活動と住まいに係るサービスを分離するなど、障がい者が複数のサービスを自ら選択する仕組みとなり、これまでの障がい者施策の在り方が大きく転換することになりました。

一方で、我が国は平成19年に障害者権利条約に署名しました。その後、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

平成25年度からは、障害者自立支援法に代わる法律として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。この法律においては、障がい者が日常生活又は社会生活を営むための支援は、社会参加の機会やどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会での共生を妨げられないよう社会的障壁（バリア）が除かれるよう総合的に行わなければならない旨が、基本理念として掲げられました。

障害者総合支援法の附則において、同法の施行（平成25年）から3年後を目途として、障害福祉サービスの在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえて、平成27年には見直しに向けた検討が行われ、平成28年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

障がい者が自ら望む地域生活が送れるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための改正となっています。

第1章

その他にも、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律など、障がい者施策に関する数多くの法律が施行されています。

(3) 神奈川県の変向

神奈川県は、昭和56年（1981年）、「国際障害者年」を契機に障害福祉長期行動計画を策定、平成6年には、第二次障害福祉長期行動計画を策定し、「障害福祉の協調・方向」、「人権の尊重」、「生活の質の向上」、「ノーマライゼーションとインクルージョン」を基本理念に、10年間を計画期間として障がい者福祉に取り組んできました。

平成16年3月に策定されたかながわ障害者計画では、障がい者の自立と社会参加の推進及び生活力を高めるための新たな支援等を重点的施策としました。また、平成18年4月に施行された障害者自立支援法を踏まえて、これまで以上に障がい者の地域生活支援に焦点を当て、かながわ障害者計画を具体化する施策の方向性を明確にし、かながわらしい施策を展開するために、かながわの障害福祉グランドデザインを策定しました。

その後、平成25年度にかながわ障害者計画が策定され、障がいの有無に関わらず、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指してきました。

しかし、平成28年7月26日、県内の障害者支援施設で社会を震撼させるような痛ましい事件が発生しました。この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられています。このような事件が二度と繰り返されないよう、神奈川県は「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。平成29年度からは、事件が発生した日を含む月曜日から日曜日までの1週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」として定めることとし、共生社会の実現に向けて、様々な広報活動に取り組んでいるところです。

(4) 本市の変向

本市では、障がい者福祉を計画的、総合的に推進するために、平成10年に厚木市障害者福祉計画（計画期間：平成10年度～平成14年度）を策定しました。平成15年に同計画（計画期間：平成15年度～平成19年度）を改定し、「ノーマライゼーションの実現」、「リハビリテーションの推進」、「自己決定の実現」を基本理念とするとともに、厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例を制定し、誰もが住みたい、住み続けたいと思う福祉のまちづくりを目指してきました。

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、本市では、平成 19 年 3 月に同法に基づく厚木市障害福祉計画（計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度）を策定し、障がい者の自立した地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定し、障害福祉サービスを計画的に提供できるよう取り組んできました。

厚木市障害福祉計画（第 4 期）（計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度）の策定に当たっては、今後の福祉施策の在り方として、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を見据えた中長期的視点を踏まえ、高齢者だけではなく、障がい者や子どもを分け隔てることなく、必要な方に必要なサービスを提供し、地域全体で支える仕組みを構築することが重要であるとしました。

本市では、団塊の世代が 75 歳を迎える令和 7 年や人口減少社会の到来を見据え、平成 28 年を「地域包括ケア元年」と位置付け、高齢者や障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現に向け、具体的な取組を進めているところです。

令和 2 年には、世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症が、多くの人々の生命と暮らしに多大な影響を与え、新しい生活様式での生活が求められる状況となりました。

このような社会情勢や地域課題を踏まえ、第 10 次厚木市総合計画第 1 期基本計画との整合を図りつつ、人口等の推移及び将来推計や障がい者に対して実施したアンケート調査を基に、必要な福祉サービスを的確に把握した上で、新たな計画を策定することとしました。

第1章

障がい者福祉施策に関する主な法律の施行等

年		主な法律の施行等	内容
平成 19 年	2007 年	「障害者の権利に関する条約」署名	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
平成 22 年	2010 年	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」施行	発達障がい、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることを明確化
平成 23 年	2011 年	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行	障がい者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障がいがある人の社会参加を妨げたり、日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求める。
平成 24 年	2012 年	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」施行	障がい児支援の根拠法を児童福祉法に一元化、障がい種別で分かれていた施設一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村に移行など
平成 24 年	2012 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律
平成 25 年	2013 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行（一部は平成 26 年施行）	障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、グループホームへの一元化など

※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

年		主な法律の施行等	内容
平成 25 年	2013 年	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど
平成 26 年	2014 年	「障害者の権利に関する条約」批准	障がい者の人権、基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定
平成 28 年	2016 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど
平成 30 年	2018 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行	障がい者が望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応として、自立生活援助、就労定着支援及び居宅訪問型児童発達支援の創設、重度訪問介護及び保育所等訪問支援の訪問先の拡大、障害児福祉計画の策定など

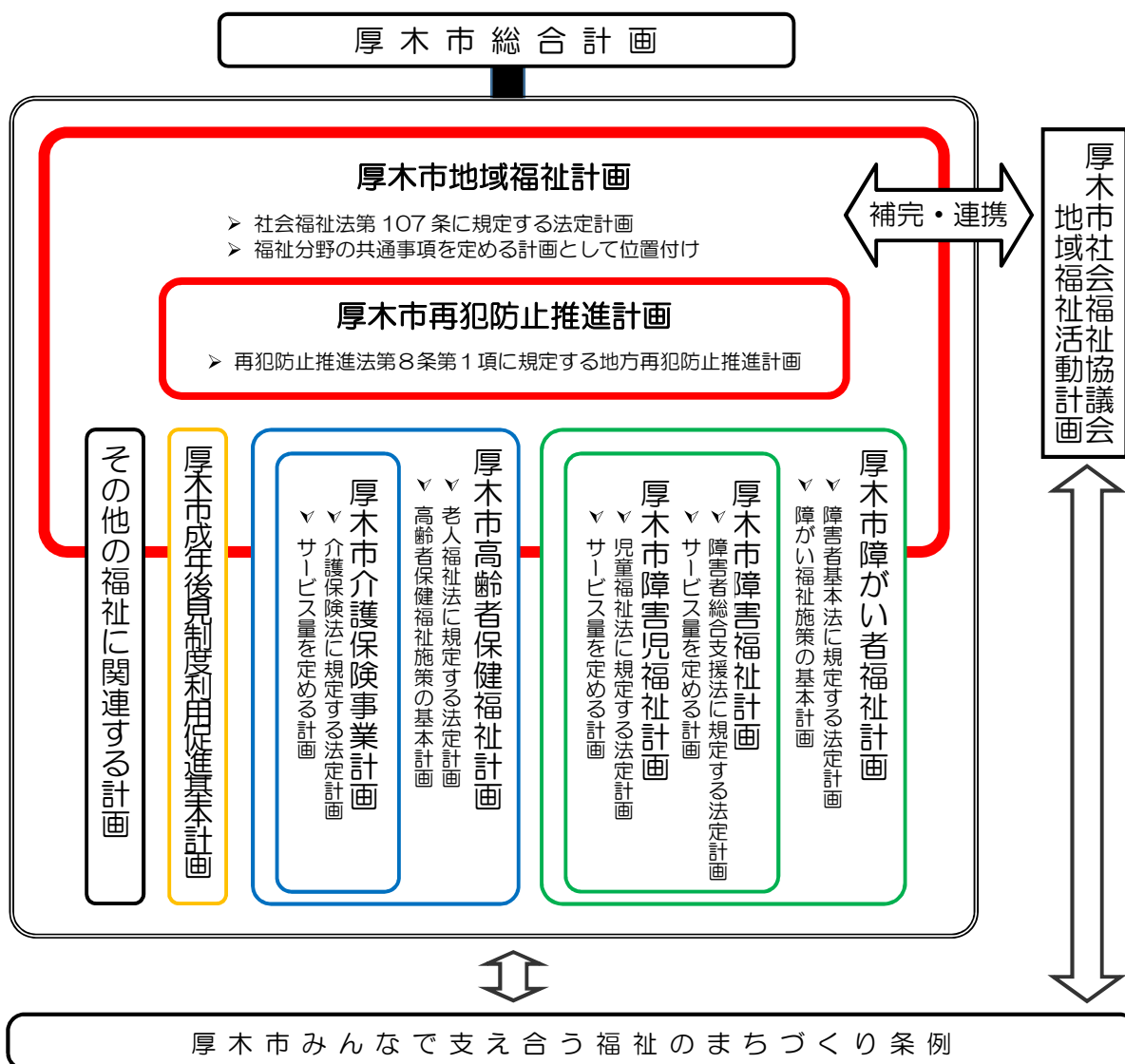
※ 「主な法律の施行等」では、法律の正式名称を記載しています。

2 計画の位置付けと性格

(1) 障がい者福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としており、目指すべき将来像や基本理念を共有するとともに、障がい者理解の促進を重点に、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取組を進め、「地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画」とします。



(2) SDGs（持続可能な開発目標）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

本計画でも、SDGs の目標達成に向けた障がい福祉の取組を推進していきます。

■ SDGs17 の目標



出典 国際連合広報センター

■ 本計画で取り組むべき SDGs の目標

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し福祉を促進する。</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する。</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう。</p>

出典 外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」(平成 29(2017)年3月)から抜粋

第1章

3 計画の期間

本計画は、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、障がい者福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年を見据え、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年計画とします。

計画期間中に法制度等の変更があった場合は、必要に応じて見直し等を行います。

計画の期間

関連諸計画	年度	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)	2022年 (令和4)	2023年 (令和5)	2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)
第10次厚木市総合計画	第9次 後期計画	基本構想（12年）						
		第1期基本計画（6年）						
厚木市地域福祉計画 (再犯防止推進計画)	第4期 計画	第5期計画（3年）			第6期計画（3年）			
		第1期計画（4年）			※ 2024年（令和9年）に 地域福祉計画に統合			
厚木市障がい者福祉計画 ※1	第6期 計画	第6期計画（3年）			第7期計画（3年）			
厚木市高齢者保健福祉計画 ※2	第7期 計画	第8期計画（3年）			第9期計画（3年）			

※1 厚木市障がい者福祉計画は、厚木市障害福祉計画、厚木市障害児福祉計画を含む。

※2 厚木市高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を含む。

4 計画の対象者

本計画における障がい者の範囲は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第2条）とします。

また、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条）の他、高次脳機能障がいや難病（治療方法が確立していない疾病等）により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方についても対象とします。

児童福祉法第4条では、18歳未満の障がい者を障がい児と規定しています。本計画においては、対象が18歳未満の障がい者に限定しているところは「障がい児」と表記し、その他のところは年齢の区別なく「障がい者」と表記しています。

障がい者の定義について

障がい者の定義は次のとおりですが、本市として捉えることが可能な数値として、障害者手帳所持者数を障がい者数としています。

- 身体障がい者

身体障害者福祉法の規定により、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障がいその他政令で定める障がい永続し、身体障害者手帳の交付を受けた方

- 知的障がい者

法律によって定められた定義が存在しないため、神奈川県が知的機能検査や生活習慣、行動の特徴などから知的障がいと判定した方

- 精神障がい者

精神保健福祉法の規定により、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質そのほかの精神疾患を有する方

5 計画の推進体制

本計画は、本市における障がい者福祉の基本的な計画として、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取組を定める計画です。

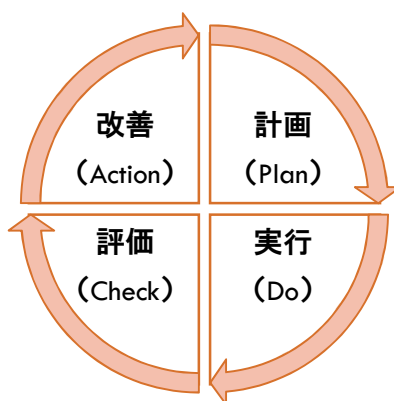
本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

(1) 保健福祉審議会

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成する保健福祉審議会において計画の全体的な調整を行います。

本市では、各年度の達成状況について調査、分析及び評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

■ PDCA のイメージ



(2) 障害者協議会

本市では、障がい者が住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営み、安心して心豊かに暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づき、障害者協議会を設置しています。この協議会では、障がい者の社会参加の機会や地域社会での共生を妨げる社会的障壁の除去などの課題解決に向けて、地域の関係機関との連携体制の整備を図るための協議を行います。

(3) 社会福祉協議会（権利擁護支援センター）

障がい者が安心して地域生活を送るために、権利擁護の普及啓活を進めるとともに、成年後見制度の中核機関として、地域の関係団体等と連携を図り、地域で支え合う仕組みである地域連携ネットワークを構築します。

障がい者を日常的に見守るチームの支援や、地域連携ネットワークの計画的な強化に努めていきます。

(4) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働

障がい者福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体、医療、介護関係者などは、行政の大切なパートナーです。

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。

障がい者相談支援センターや地域包括支援センターを中心に、地域の実態や課題について把握し、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターや関係者で問題意識を共有し、課題解決できるよう行政としても働きかけていきます。

(5) 国・県・近隣市町村との連携

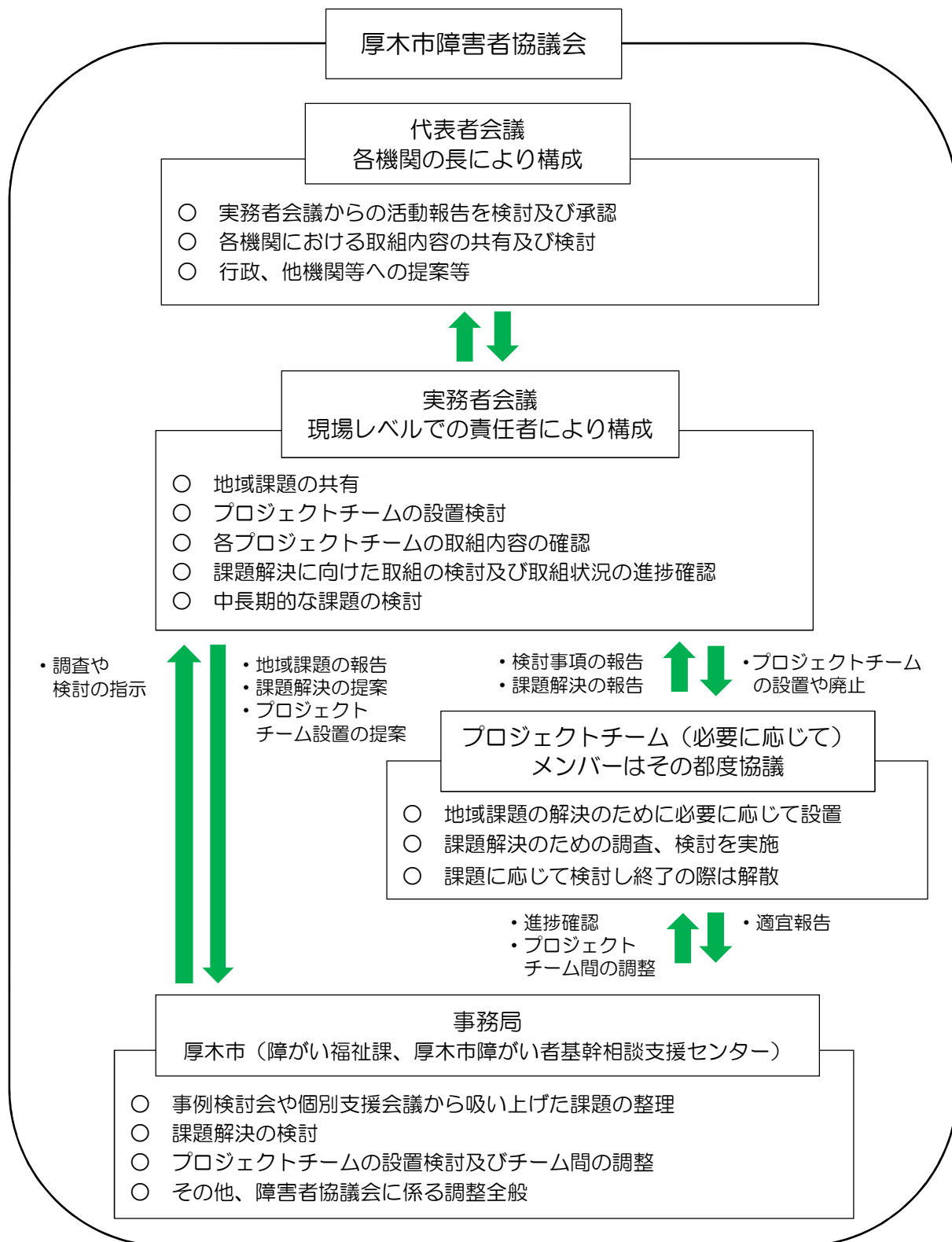
国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

また、障がい者福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

第1章

■ 障害者協議会

行政、民間事業者、当事者など障がいに関わる人々が対等の立場に立ち、事例検討、意見交換及び情報共有を行う場です。様々な地域の課題に柔軟に対応できるよう、障害者協議会を活用し課題解決に向けた取組を推進していきます。



第2章 本市の状況

1 人口構成

(1) 人口・世帯の状況

(2) 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と
人口割合の推移

(3) 地区別の状況

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況

(2) 知的障がい者（療育手帳所持者）の状況

(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況

(4) 障がい児の状況

(5) 障害支援区分認定者の状況

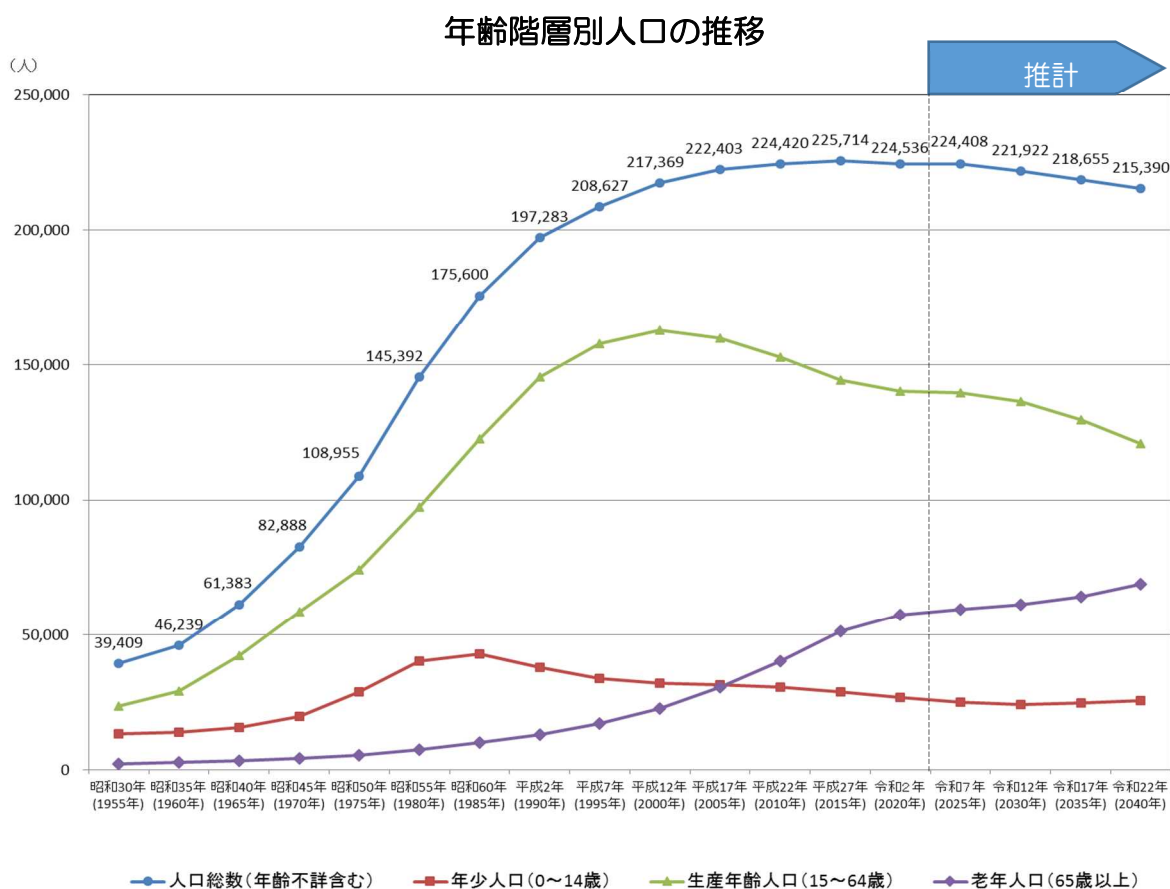
1 人口構成

(1) 人口・世帯の状況

ア 人口・年齢階層別人口

人口総数は一貫して増加傾向となっておりますが、増加率は縮小傾向にあり、近年では横ばいとなっております。年少人口（0～14歳人口）は昭和60（1985）年以降、緩やかに減少し、平成17（2005）年に老年人口（65歳以上）とほぼ同数となりました。生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年以降減少に転じていますが、老年人口（65歳以上）は一貫して増加を続けています。

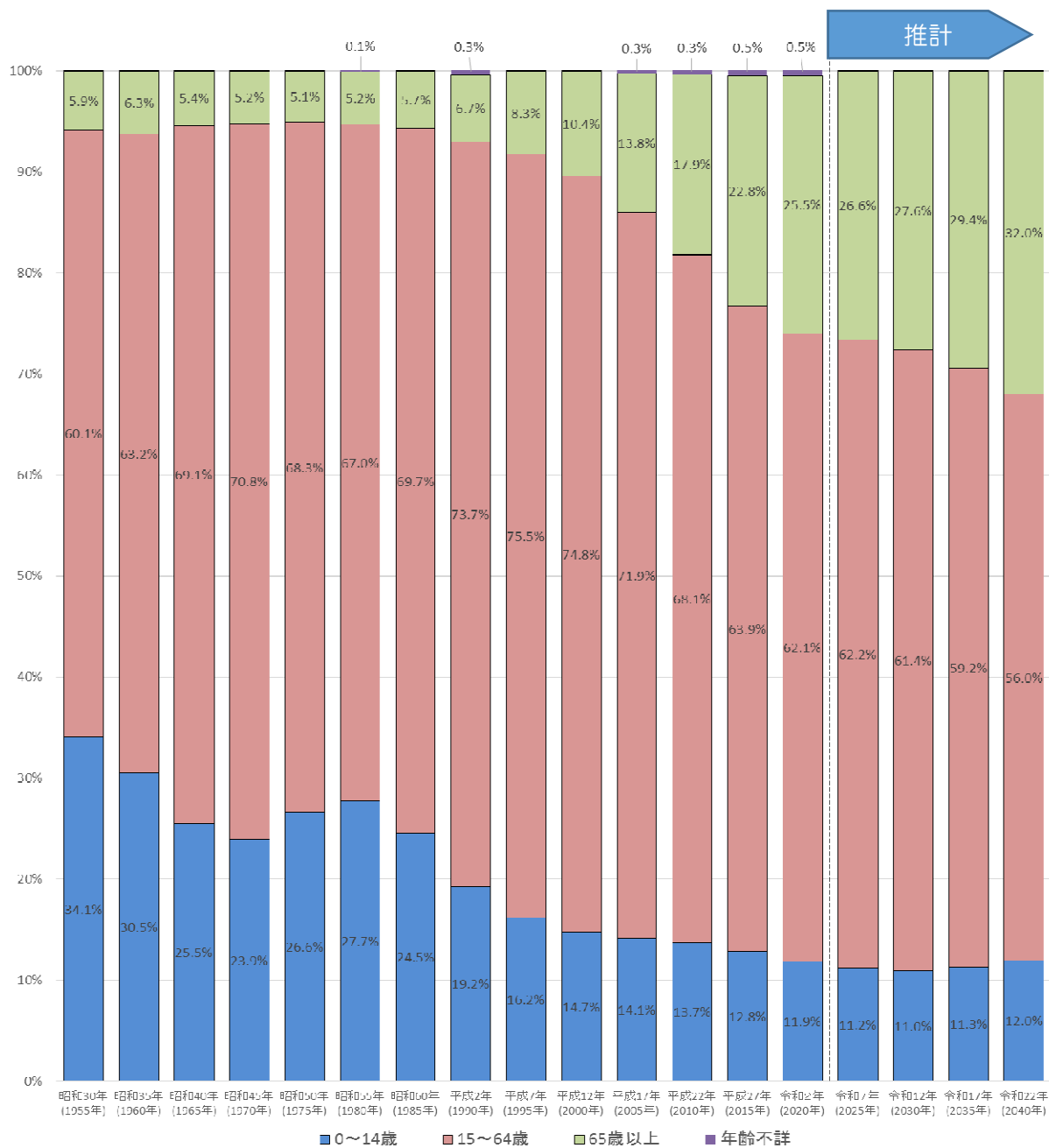
今後については、合計特殊出生率の上昇、20歳代、30歳代の定住促進・転出抑制等に取り組むことにより実現できるとした推計値を本市の将来展望とし、目標人口を定めています。



資料 国勢調査、推計については厚木市作成（令和2年9月）

※ 各年10月1日現在

年齢構成比率の推移



資料 国勢調査、推計については厚木市作成（令和2年9月）

※ 各年 10月1日現在

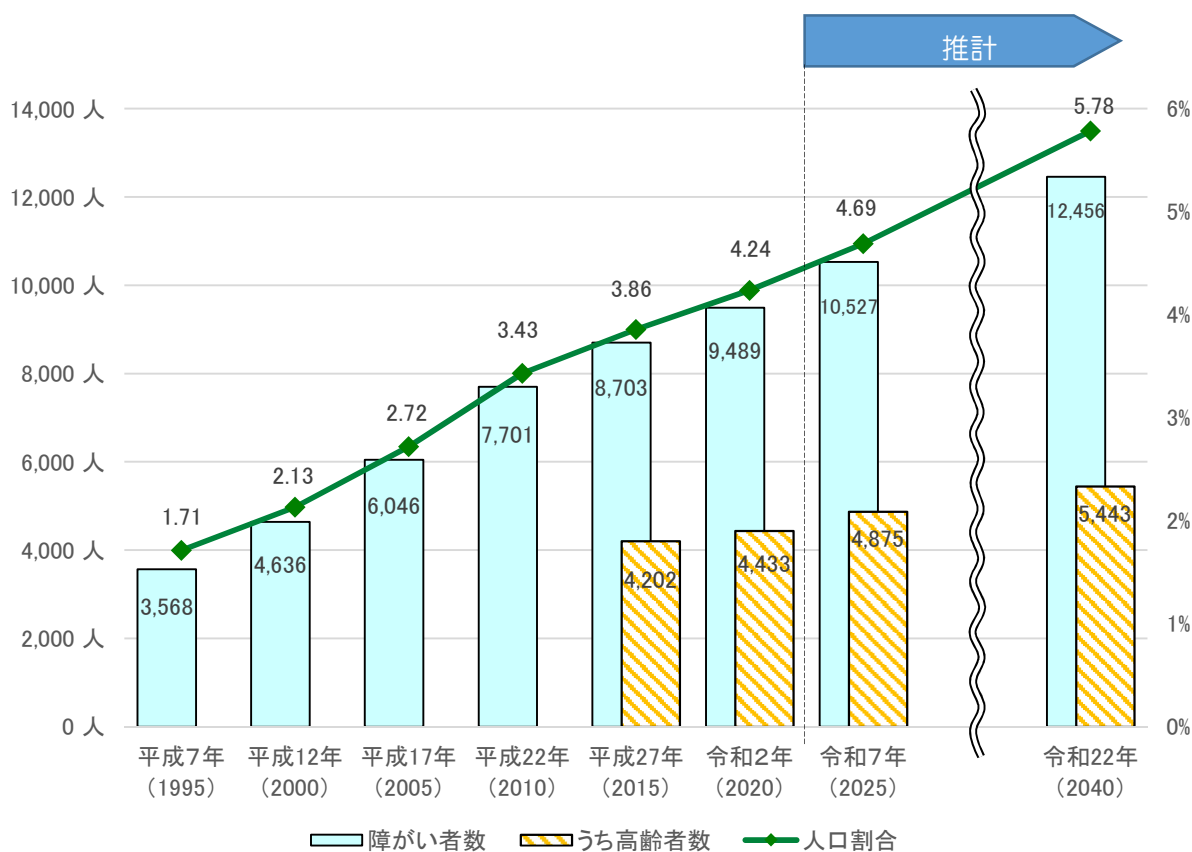
(2) 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移

ア 障がい者人口（障害者手帳所持者）

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年では、平成7（1995）年から30年間で約3倍になると推計しています。また、障がい者人口における高齢者の割合は、4割以上を占め、今後も増加することが見込まれます。

厚木市の人口ビジョンにおける将来展望によると、人口は令和2（2020）年以降、減少すると推計していますが、障がい者人口割合は大幅に増加すると見込んでいます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計、推計については厚木市作成（令和2年9月）

※ 各年10月1日現在（平成7年、平成12年、令和2年は4月1日現在）

※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称

※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

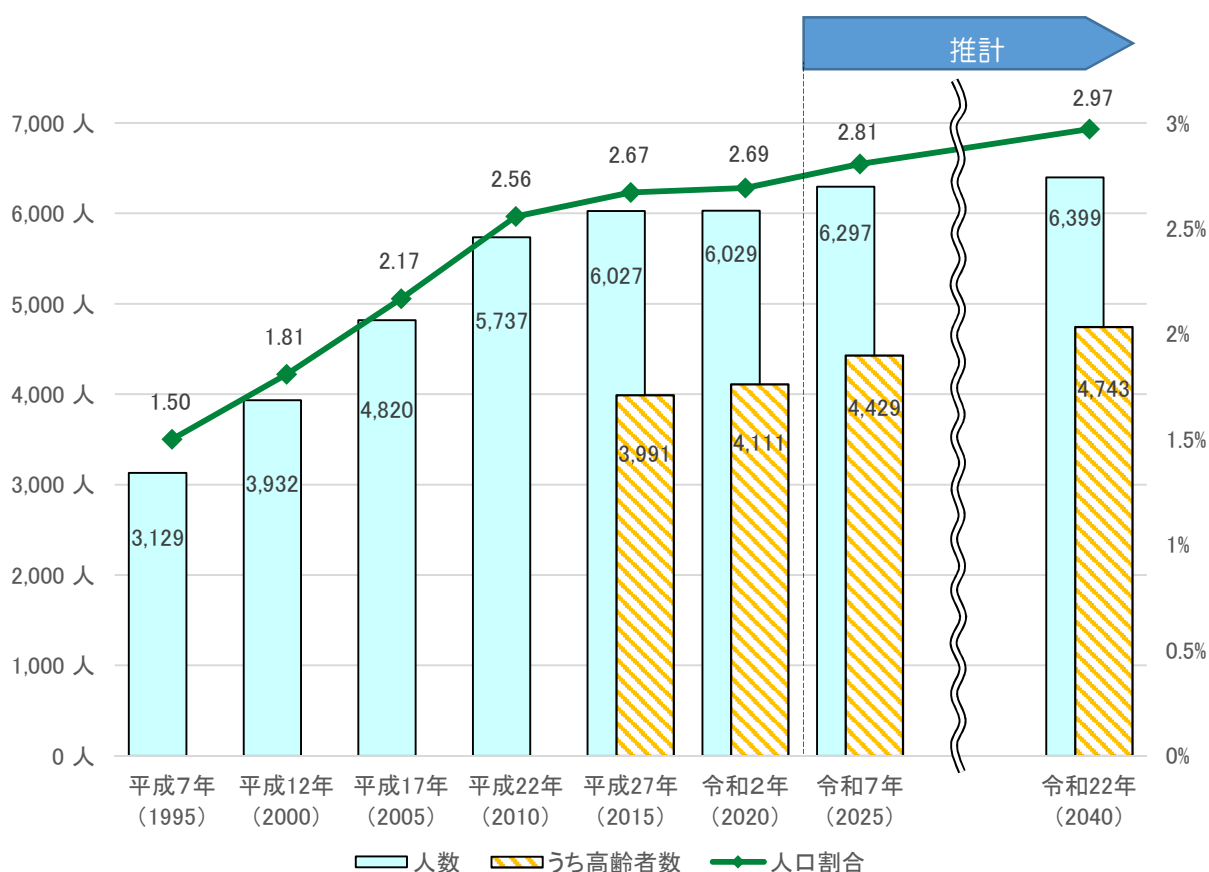
※ 高齢者数は平成25年度からの統計値

イ 身体障がい者人口（身体障害者手帳所持者）

身体障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

今後は、身体障がい者が高齢になることに加えて、高齢化に伴う身体機能の低下による身体障がい者が新たに増加すると考えられるため、身体障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計、推計については厚木市作成（令和2（2020）年9月）

※ 各年10月1日現在（平成7年、平成12年、令和2年は4月1日現在）

※ 身体障がい者数は身体障害者手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法が定める身体障がいの種類や程度に該当し、その障がいが一以上持続する場合に所持する手帳

※ 高齢者数は平成25年度からの統計値

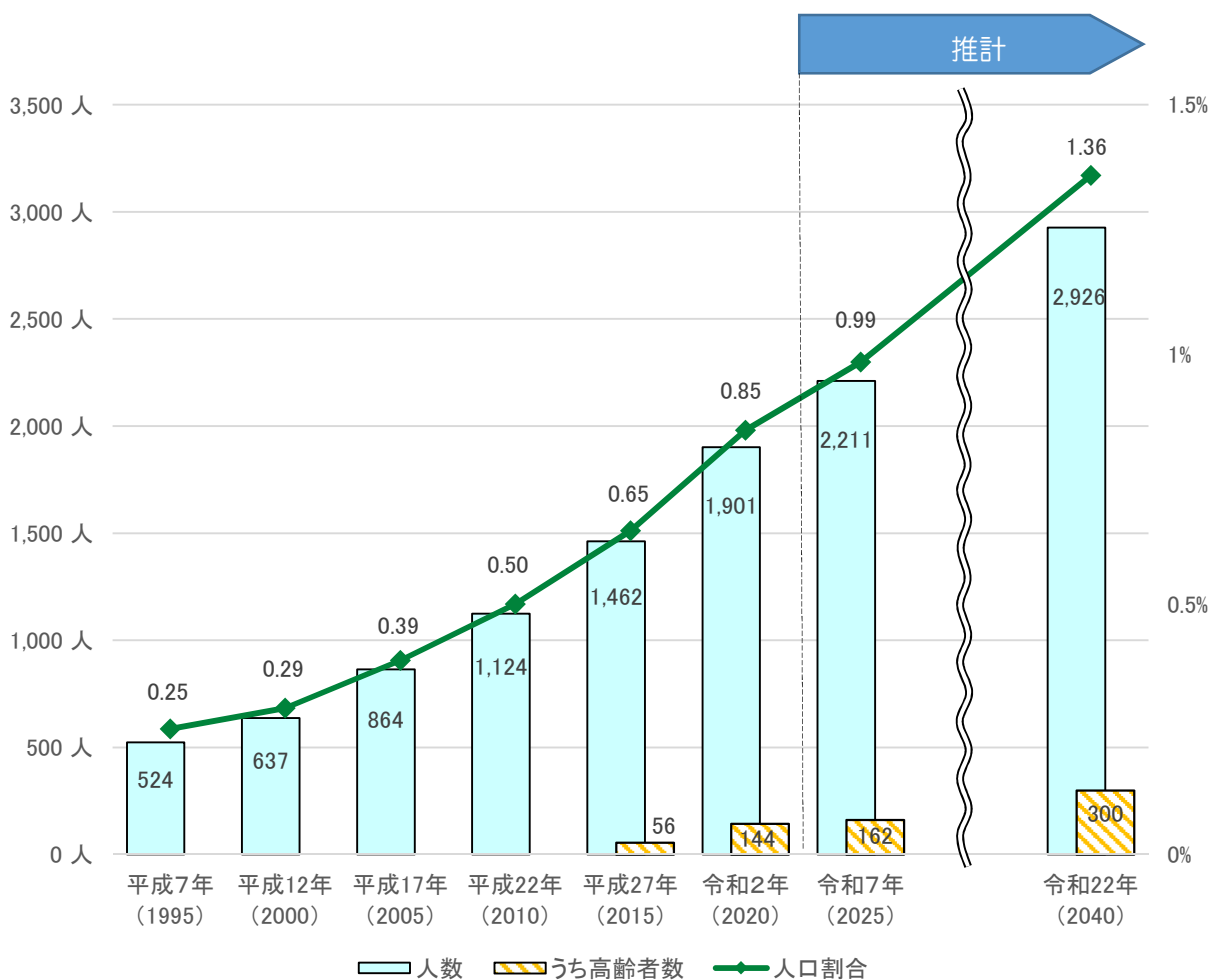
第2章

ウ 知的障がい者（療育手帳所持者）

知的障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

療育手帳は18歳頃までに取得する人が多く、現在も若年層を中心に手帳取得者が多くなっている状況です。そうした年齢層が加齢とともに増加しますので、知的障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

知的障がい者（療育手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計、推計については厚木市作成（令和2年9月）

※ 各年10月1日現在（平成7年、平成12年、令和2年は4月1日現在）

※ 知的障がい者数は療育手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 療育手帳は、神奈川県が知的障がいと判定した場合に所持する手帳ですが、知的障がいと判定を受けた方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

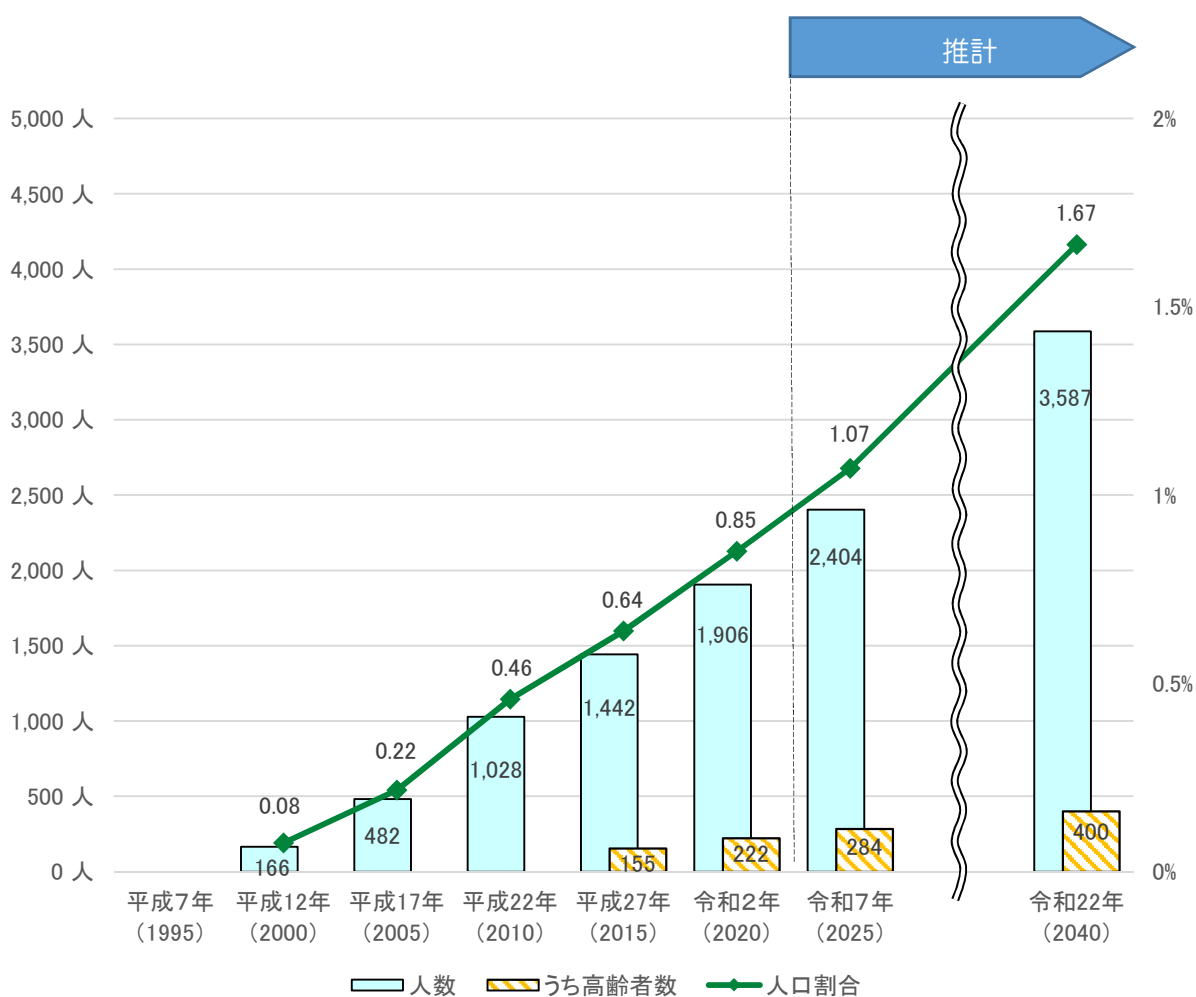
※ 高齢者数は平成25年度からの統計値

エ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

精神障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持するものであり、精神疾患に罹患している人は手帳の所持者以上に存在していると思われます。今後は、地域包括ケア社会の実現に向けた取組により、これまで支援につながらなかった人が障害福祉サービスを利用することが想定されるため、精神障がい者及び人口割合は増加が続くと見込んでいます。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計、推計については厚木市作成（令和2年9月）

※ 各年10月1日現在（平成7年、平成12年、令和2年は4月1日現在）

※ 精神障がい者数は精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持する手帳ですが、精神疾患に罹患している方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

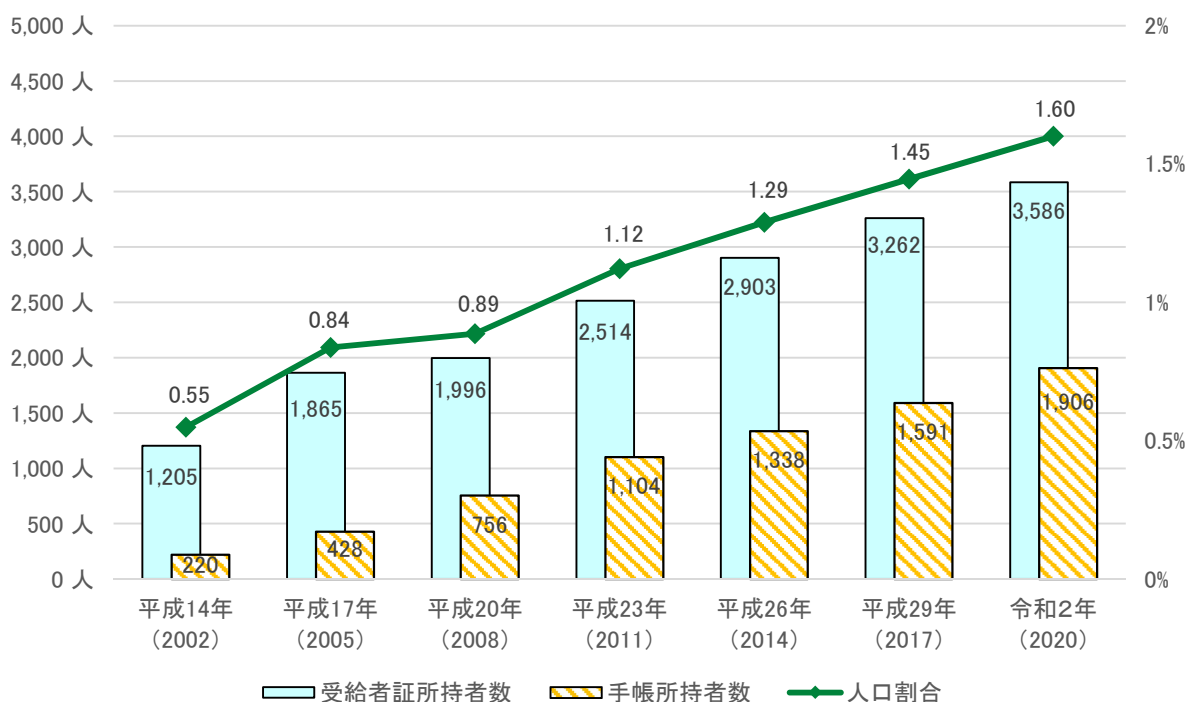
※ 高齢者数は平成25年度からの統計値

第2章

オ 精神障がい者（自立支援医療（精神通院医療）受給者）

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患を有する方が、通院による精神医療を継続的に必要とする場合に受けられる制度です。自立支援医療（精神通院医療）受給者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。令和2（2020）年の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,906人となっていますが、自立支援医療（精神通院医療）受給者は3,586人と約2倍となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 各年10月1日現在（平成7年、平成12年、令和2年は4月1日現在）

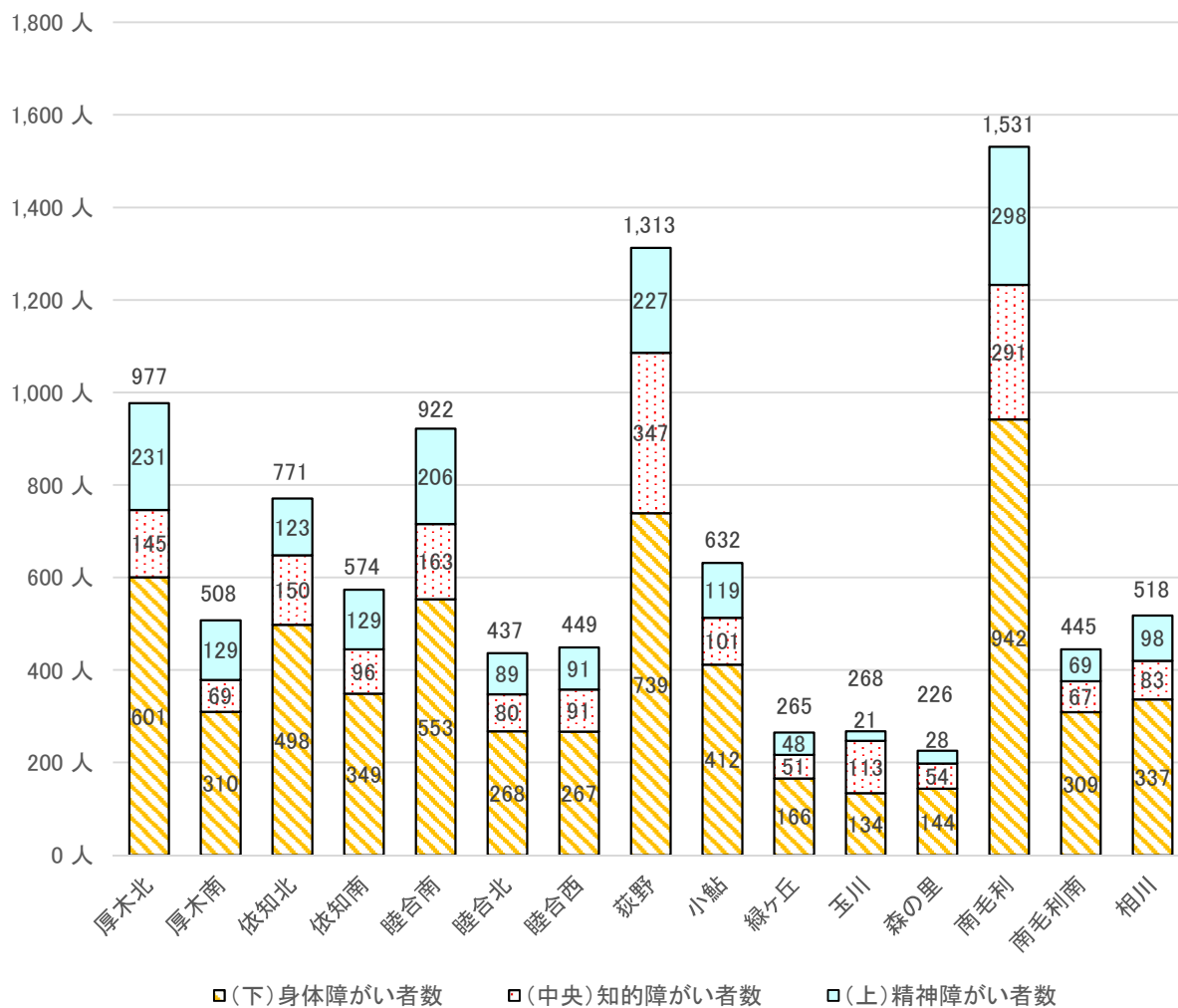
※ 自立支援医療（精神通院医療）は、精神保健福祉法が定める精神疾患の治療のため、通院による医療を継続的に必要とする場合に利用できる公費負担医療制度の一つであり、自立支援医療（精神通院医療）を受けている方が必ずしも手帳を所持しているとは限りません。

(3) 地区別の状況

ア 地区別障がい者（障害者手帳所持者）

障がい者を地区市民センター単位の15地区別にみると、人口が多い南毛利地区や荻野地区で1,000人以上となっています。

地区別障がい者（障害者手帳所持者）の状況



資料 厚木市障がい福祉課

- ※ 令和2年4月1日現在
- ※ 住民基本台帳による数値に基づき作成
- ※ 障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

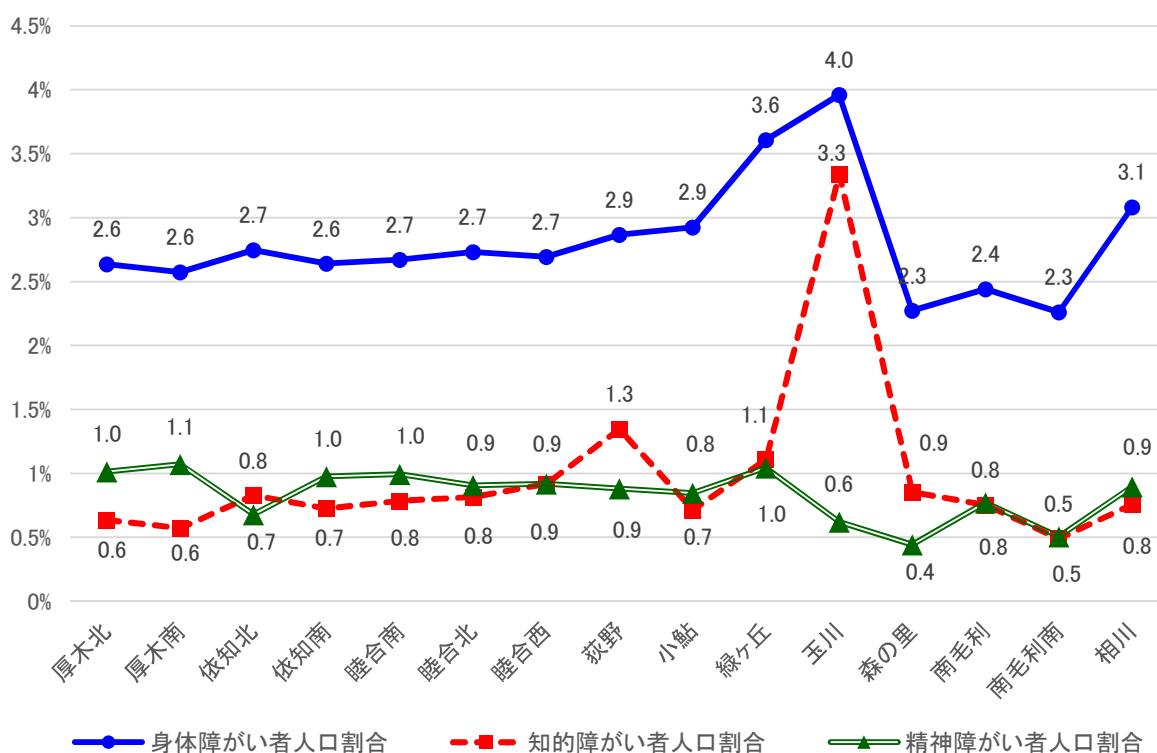
第2章

障がい者人口割合を地区市民センター単位の15地区別にみると、玉川地区や緑ヶ丘地区の身体障がい者人口割合が特に高くなっています。身体障がい者人口割合は、高齢化が進行している地区ほど高くなる傾向にあります。

知的障がい者では、玉川地区の人口割合が最も高くなっています。理由として、人口が少ない地区に障害者支援施設やグループホームが多くあることが考えられます。

また、厚木地区や厚木南地区では、精神障がい者人口割合が他の地区と比較すると高い傾向にあります。理由としては、精神病院やメンタルクリニックが地区内に多くあることが考えられます。

地区別障がい者（障害者手帳所持者）人口割合



資料 厚木市障がい福祉課

※ 令和2年4月1日現在

※ 住民基本台帳による数値に基づき作成

※ 障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況

身体障がい者の状況は、年齢別では「65歳以上」が68.2%、障がい部位別では「肢体不自由」が51.7%、障がい等級別では最重度の「1級」が35.8%と、最も多くなっています。

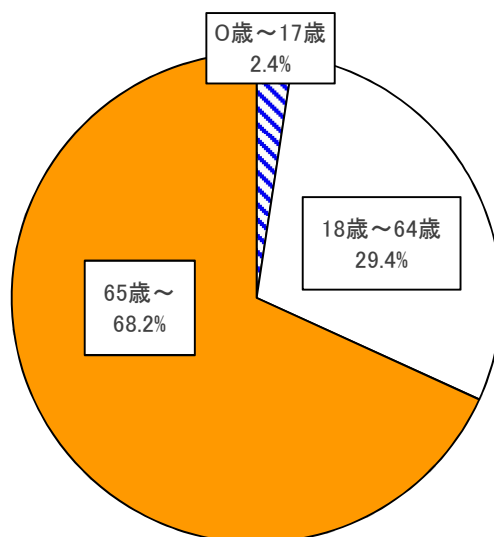
身体障がいの等級は、1級から7級まで7つに分けられていますが、身体障害者手帳の交付は1級から6級までとなっており、7級に該当する障がい者が2つ以上重複する場合には6級となります。

身体障害者手帳所持者の年齢層別内訳

令和2年4月1日現在 単位:人

0歳～17歳	18～64歳	65歳～	合計
145	1,773	4,111	6,029

資料 厚木市障がい者数統計、以下の障害者手帳所持者の状況も同様です。

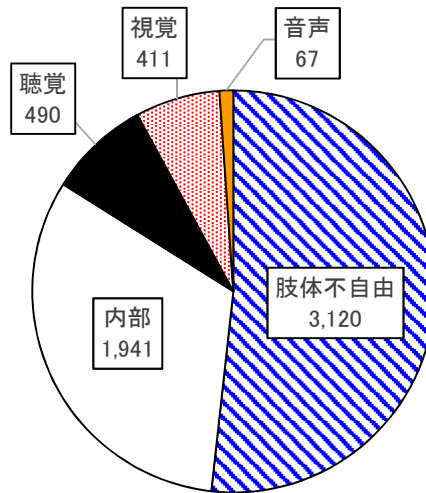


第2章

身体障害者手帳所持者の障がい部位別内訳

令和2年4月1日現在 単位:人

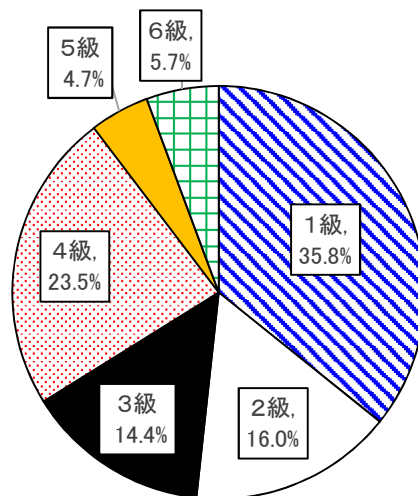
肢体不自由	内部障がい	聴覚障がい	視覚障がい	音声・言語・そしゃく障がい	合計
3,120	1,941	490	411	67	6,029



身体障害者手帳所持者の障がい等級別内訳

令和2年4月1日現在 単位:人

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
2,156	963	868	1,419	281	342	6,029



※ 比率は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならないこともあります。

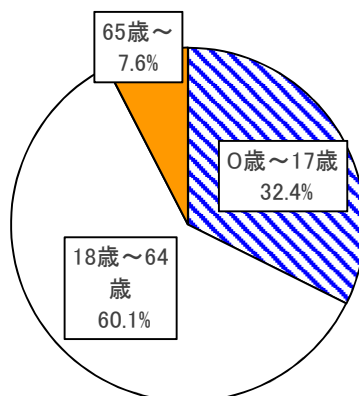
(2) 知的障がい者（療育手帳所持者）の状況

療育手帳は、知的障がいと判定された方が取得できる手帳です。18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は総合療育相談センターが、知能検査や日常生活動作などを総合的に判断して判定を行います。療育手帳所持者の状況は、年齢別では「18歳から64歳以下」が60.1%、障がい等級別では軽度の「B2」が38.0%と、最も多くなっています。

療育手帳所持者の年齢層別内訳

令和2年4月1日現在 単位:人

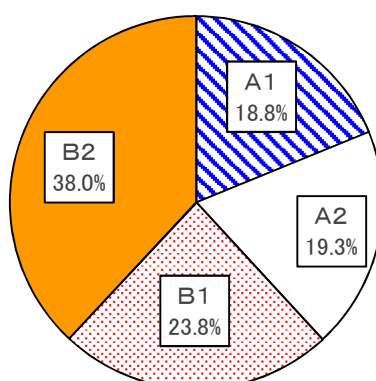
0歳～17歳	18～64歳	65歳～	合計
615	1,142	144	1,901



療育手帳所持者の等級別内訳

令和2年4月1日現在 単位:人

A1	A2	B1	B2	合計
358	367	453	723	1,901



※ 比率は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならないこともあります。

第2章

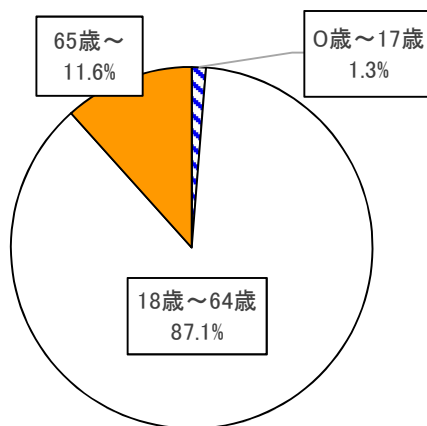
(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患と診断された日から6か月以上経過し、その症状の継続によって生活に支障がある場合に取得できる手帳です。精神障害者保健福祉手帳所持者の状況は、年齢別では「18歳から64歳以下」が87.1%、障がい等級別では「2級」が62.5%と最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢層別内訳

令和2年4月1日現在 単位:人

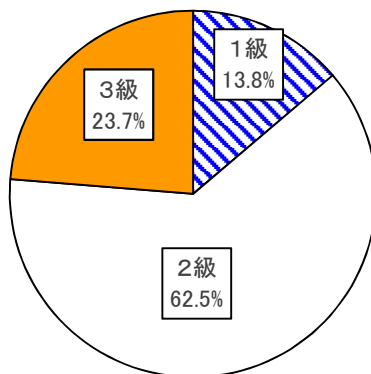
0歳～17歳	18～64歳	65歳～	合計
24	1,660	222	1,906



精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳

令和2年4月1日現在 単位:人

1級	2級	3級	合計
263	1,191	452	1,906



※ 比率は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならないこともあります。

(4) 障がい児の状況

障がい児は、18歳未満の市内人口33,304人のうち1,093人(3.3%)となっています。障がい種別にみると知的障がい児が最も多くなっていますが、発達の遅れ等により、障がいの手帳を取得しないで児童通所支援を利用している人もいます。

障がい児に対する義務教育は、小・中学校、特別支援学校があります。特別支援学校は障がいのある児童・生徒を教育する学校で、それぞれの障がいの状況に応じたきめ細かな教育を行います。本市の特別支援学校在籍者数は、高等部を中心に伊勢原養護学校が最も多くなっています。

本市では、市立小学校に通学する児童11,209人のうち、特別支援学級に在籍する児童数は455人です。市立中学校では、生徒数5,723人のうち、185人が特別支援学級に通学しています。

特別支援学級は、市立各小・中学校において、少人数の学級編成のもと、個々に応じた指導を行い、地域社会に適応し社会的自立ができるよう児童・生徒の教育的ニーズに合った教育を行う学級です。

学級種別にみると、「知的障がい」が最も多く、全ての小・中学校で設置しています。次いで「自閉症・情緒障がい」が多く、全ての小学校と11の中学校で設置しています。

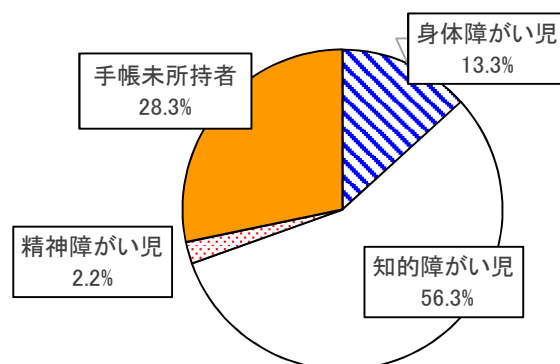
障がい児の状況

令和2年4月1日現在 単位:人

身体障がい児	知的障がい児	精神障がい児	手帳未所持者	合計
145	615	24	309	1,093

資料 厚木市障がい者数統計

※ 手帳見所持者は、児童通所支援支給決定者で手帳を所持していない児童



※ 障がい児数は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者(他の障がいとの重複の人数を含む。)と児童通所支援支給決定者(手帳未所持者)の合計

※ 比率は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならないこともあります。

第2章

市内在住者特別支援学校別在籍者数

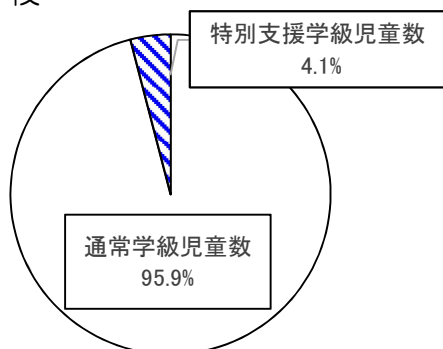
令和2年5月1日現在 単位:人

	小学部	中学部	高等部	合計
えびな支援学校 (肢体不自由・知的障がい)	10	14	37	61
伊勢原養護学校(知的障がい)	8	15	68	91
座間養護学校(肢体不自由) ※ 知的障がいは高等部のみ	14	6	20	40
その他	12	4	8	24
合計	44	39	133	216

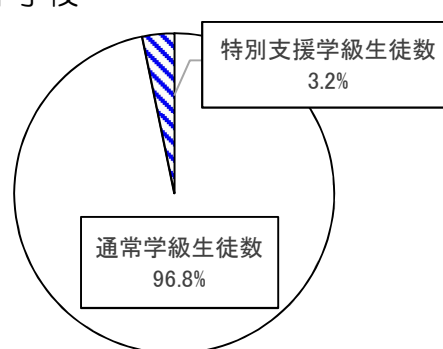
資料 厚木市教育委員会

厚木市立小・中学校特別支援学級在籍者数割合

小学校



中学校



資料 厚木市オープンデータ「小・中学校児童・生徒数・学級数調査一覧」

厚木市立小・中学校特別支援学級設置数

令和2年5月1日現在 単位:学級数

	知的障がい	自閉症 情緒障がい	難聴	肢体不自由	病弱	弱視	合計
小学校(23校)	42	35	5	7	7	1	97
中学校(13校)	19	16	2	5	4	0	46
合計	61	51	7	12	11	1	143

資料 厚木市オープンデータ「厚木市立小・中学校特別支援学級・通級指導教室設置校」

(5) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分は、障がい者の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。

障がい種別にみると、知的障がい者の認定者数が最も多く 596 人で、全体の 61.6%を占めています。精神障がい者では、区分2が 63.1%と最も多くなっています。

障害支援区分別の認定状況(障がい種別)

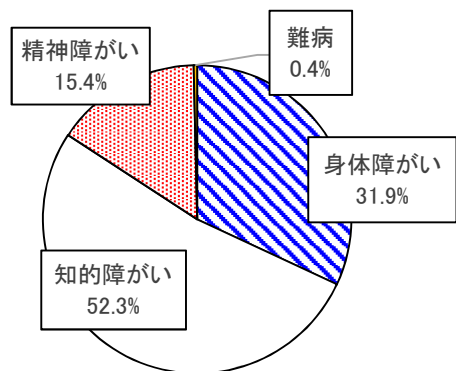
令和2年4月1日現在 単位:人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	7	33	59	59	64	142	364
知的障がい者	6	56	89	150	139	156	596
精神障がい者	11	111	45	7	2	0	176
難病	0	1	0	0	1	2	4
合計	24	201	193	216	206	300	1,140

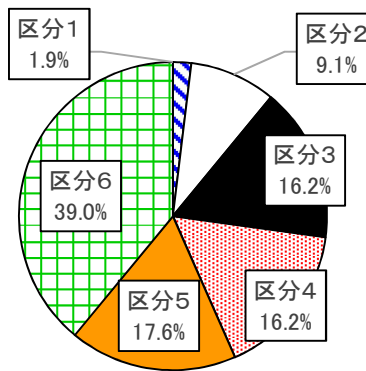
資料 厚木市障がい福祉課



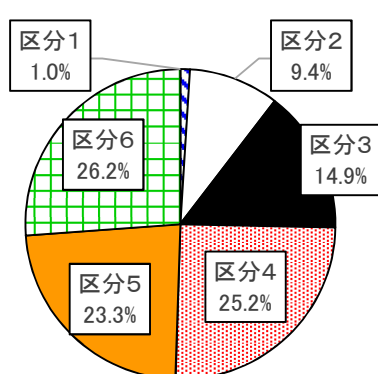
全体の区分構成比(障がい種別)



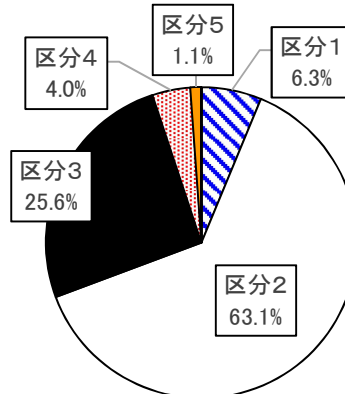
身体障がい者の区分構成比



知的障がい者の区分構成比



精神障がい者の区分構成比



※ 比率は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が 100.0%とならないこともあります。

第3章 計画の目指す姿と全体像

- 1 将来像
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

1 将来像

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来により、地域では、核家族化の進行や単身世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯の増加に伴い、地域社会やコミュニティでのつながりが希薄化しています。

このように社会状況が変化する中、地域住民や行政などによる自助、互助、共助、公助を担う全ての人々がそれぞれの役割を担うことが重要です。

「福祉」は、特別な人に対して必要とされる言葉ではなく、全ての住民が関わる言葉であるという認識から、誰も排除されることなく子どもから高齢者までの全ての世代が安心して住み慣れた地域で暮らし続ける地域づくりが求められています。

こうしたことから、本計画では、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年を見据え、目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」とします。

将 来 像

誰もが住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会

2 基本理念

障がい者が、地域で安心して生活するためには、地域の理解が何よりも大切になります。そのためには、障がいについて、住民一人一人が自らのこととして考え、理解を深めていく必要があります。

また、障がい者が、自分らしい暮らしを送るためには、障がい者自らの意思で住む場所や生き方を決定することを、誰もが尊重していかなければなりません。

まずは、隣近所のような身近な場所でお互いを理解し合い、共に支え合う関係を作ることが、地域共生社会につながる第一歩になります。

これらのことを踏まえ、本計画では次の3つを基本理念とします。

基本理念 1

障がいを身近なものとして理解できるまちづくり

基本理念 2

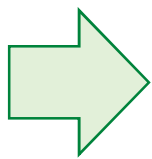
障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり

基本理念 3

誰もが共に生きる地域の一員であることを理解できるまちづくり

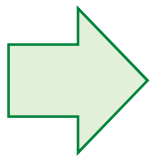
3 基本目標

本計画は、基本理念として掲げた「障がいを身近なものとして理解できるまちづくり」、「障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるまちづくり」、「誰もが共に生きる地域の一員であることを理解できるまちづくり」を具現化するため、次の3つの基本目標を設定します。



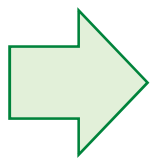
基本目標 1

全ての人が分け隔てられることのないまち



基本目標 2

自分らしく生きることが出来るまち

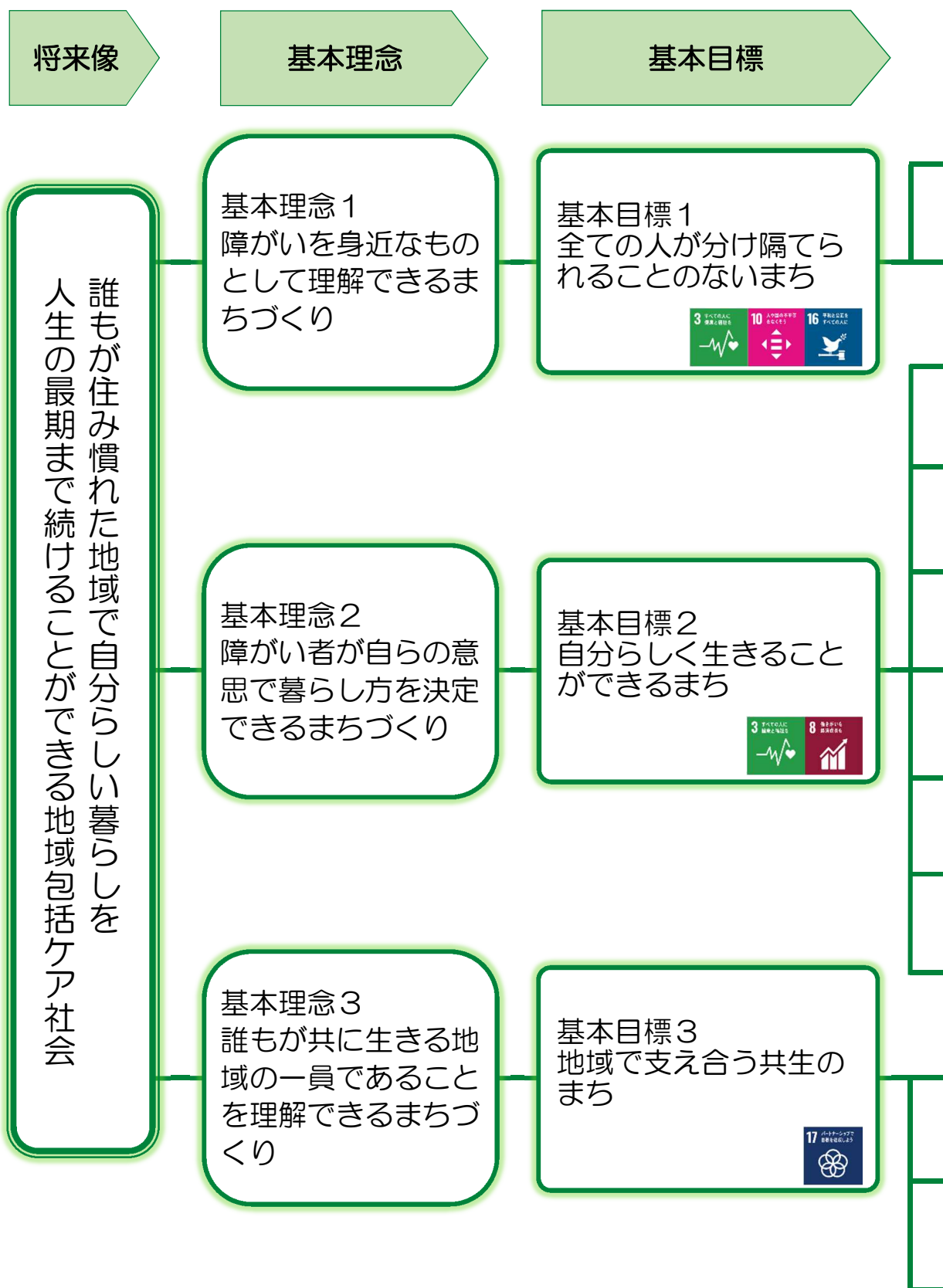


基本目標 3

地域で支え合う共生のまち



4 計画の体系



施策の方向	達成された姿 (目指す姿)
1 障がい者理解の促進	障がい・障がい者への理解が深まり、差別が解消され、誰もが尊重されている。
2 権利擁護の推進	全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。
3 相談支援体制の充実	困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。
4 一貫した療育支援体制の確立	地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。
5 多様な就労支援	一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。
6 居住支援の充実	住居を確保し、安心して地域で暮らし続けることができている。
7 社会参加の促進	地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。
8 日常生活を支えるサービスの充実	住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。
9 健康・医療の充実	障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。
10 災害時支援体制の強化	災害時に必要な避難等の支援が受けられている。
11 地域をつなぐネットワークの構築	支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。
12 地域における人材等の創出と活用	地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。

第4章 施策の展開

- 1 障がい者理解の促進
- 2 権利擁護の推進
- 3 相談支援体制の充実
- 4 一貫した療育支援体制の確立
- 5 多様な就労支援
- 6 居住支援の充実
- 7 社会参加の促進
- 8 日常生活を支えるサービスの充実
- 9 健康・医療の充実
- 10 災害時支援体制の強化
- 11 地域をつなぐネットワークの構築
- 12 地域における人材等の創出と活用

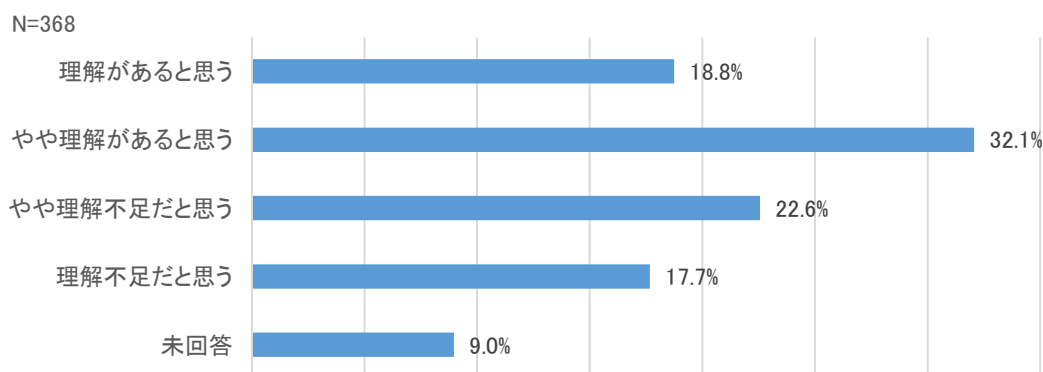
基本目標1 全ての人が分け隔てられることのないまち

施策の方向1 障がい者理解の促進

現状と課題

- 障がい者が、地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域共生社会を実現するために、市民一人一人が障がい・障がい者への理解を深めることが重要です。障がいには、先天的な障がいもあれば、疾病等による後天的な障がいもあることを理解し、誰もが自らのこととして考えることが重要です。

■ あなたは、地域の障がい者に対する理解についてどう思いますか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 障がい・障がい者に対する理解を深めるため、様々な機会を通して啓発を行います。
- お互いを理解し、他者の多様性を認める心を育むため、障がいのある人となない人が交流する機会を促進します。
- 一人一人の個性が尊重され、つながり、支え合う住民同士の関係性を広げていきます。
- 障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。

達成された姿

障がい・障がい者への理解が深まり、誤った認識や差別が解消され、誰もが尊重されている。

市民の誰もが、障がいの特性や個々に合った支援があることを理解しています。障がい者が困った様子の中には、状況に応じて声を掛けたり静かに見守ります。誰もがお互いを尊重し、支え合う社会が実現しています。

主な取組

1 障がい者理解を広めるための普及活動

- 「障害福祉制度のあらまし～ふれあいをもとめて」の配布
- 障がい者理解するためのガイドブックの配布
- 障がい者が困ったときに、周囲に理解や支援を求めるために提示する「ヘルプカード」等の配布
- 「障害者週間」等の周知活動
- 「世界自閉症啓発デー」「発達障害者週間」等の周知活動

2 障がい者理解を深めるための啓発活動

- 障がいへの正しい理解を促進するための研修会等の開催
- 障がい者体育大会の開催
- 障害者支援施設等でのお祭り、市民参加講座などの地域交流事業の開催
- 福祉体験教室の開催
- 障がい者基幹相談支援センターふれあいシンポジウムの開催

3 交流及び共同学習の推進

- 私立幼稚園や認可保育所（園）等での障がい児の受入れの推進
- 小・中学校の特別支援学級と通常の学級との交流
- インクルーシブ教育の推進
- 教育の場における障がい理解の推進
- 小・中学生による障害福祉サービス事業所の職場体験等への参加促進

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域の障がい者に対する理解について、「理解がある」と思う障がい者の割合		43.3%	50.9%	55.0%	60.0%
ヘルプカードを提示して、支援を受けたことがある障がい者の割合		—	6.8%	25%	40%

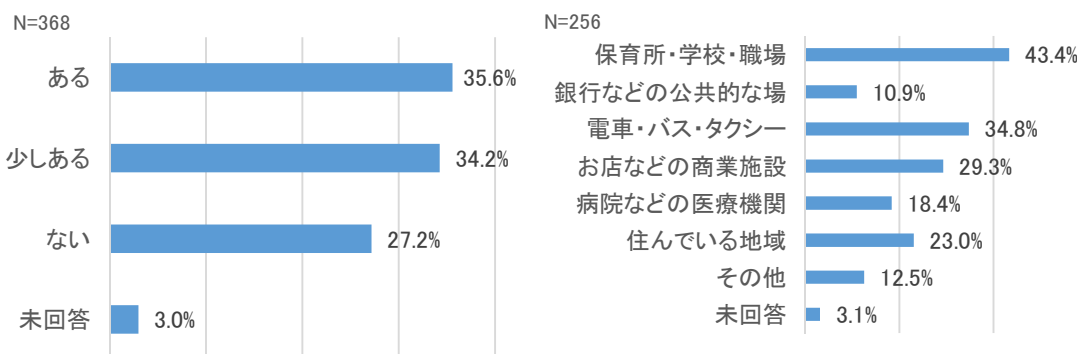
基本目標 1 全ての人が分け隔てられることのないまち

施策の方向 2 権利擁護の推進

現状と課題

○ 障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被ることがあります。障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、虐待防止などの人権の尊重や、親亡き後を見据えた成年後見制度の活用など、権利擁護を推進することが必要です。

■ あなたは、障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがありますか。
また、どのようなところで差別や嫌な思いをしましたか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 障がいを理由とする差別の解消を目指し、市民の関心と理解を深め、地域社会における合理的配慮を推進するため、様々な機会を通して啓発を行います。
- 障がい者の意思決定を尊重し、基本的人権や財産など本人の利益を保護するため、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 障がい者の尊厳を守るため、虐待防止に向けた取組を行います。
- 地域において、制度の利用が必要な人の早期発見、早期支援に向けて地域連携ネットワークを構築します。

達成された姿

全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。

市役所や会社、店舗、公共交通機関などのどんな場所でも、障がい者の特性に合わせた対応をしています。障がい者の財産や権利が侵害されることなく、安心して生活できる社会が実現しています。

主な取組

1 権利擁護に関する相談窓口の充実

- 成年後見制度の総合的な相談、障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターの機能充実
- 障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける成年後見制度及び虐待に係る相談及び助言の実施

2 障がい者虐待の防止

- 家族に対する支援や事業所等への指導の強化
- 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- 虐待防止へ向けた啓発活動の実施

3 成年後見制度の普及啓発

- 成年後見制度市長申立・成年後見制度利用支援事業などの実施
- 成年後見利用促進協議会の活用
- 中核機関の設置に伴う各種支援の実施
- 市民後見人の育成・支援
- 法人後見受任体制の構築

4 行政サービスにおける合理的な配慮の充実

- 障がいの特性理解と適切な対応を行うための職員研修の実施
- 市主催の研修会や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の配置
- 点字広報・声の広報（録音テープ）サービス
- 障がい者の学習ニーズに応える図書館サービス

第4章

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」とした障がい者の割合		70.2%	69.8%	60.0%	50.0%
権利擁護に係る相談件数		453件	500件	550件	600件

※ 権利擁護に係る相談件数は、権利擁護支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの相談件数の合計

基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向3 相談支援体制の充実

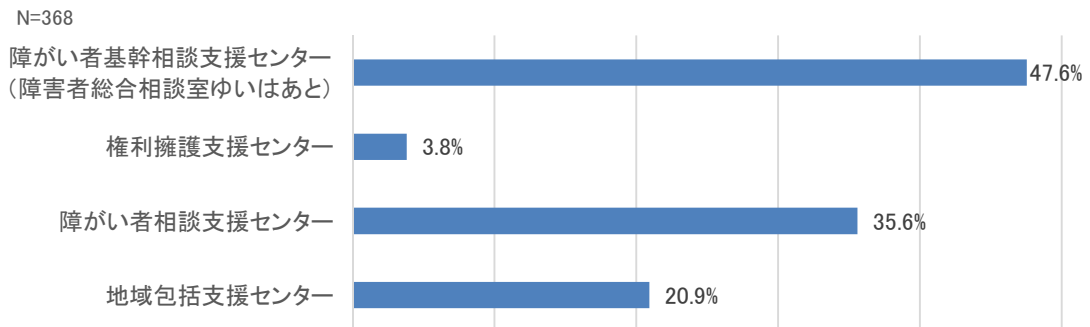
現状と課題

○ 地域には、障がい児、高齢の障がい者、重度の障がい者、医療的ケアが必要な方など様々な方が生活しており、療育、就労、居住、通院等に係る問題など、生活の幅広い場面で困りごとが発生します。

障がい者やその家族の不安や孤立を防ぐためには、どのような困りごとであっても、いつでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要です。

また、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する必要があります。

■ あなたは、次の相談場所があることを知っていますか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるよう、意思決定支援の推進を図ります。
- 多様なニーズに対応するため、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談支援について、総合的・専門的な機能の充実を図ります。
- 市民の相談に丁寧にワンストップで対応するため、地域包括支援センターとの連携を強化し切れ目のない対応に心がけます。

第4章

- 介護保険制度への円滑な移行や介護保険サービスの導入後におけるケアマネジャーへのフォローを行います。
- 困難事例に対応するためのスキルを身に付けるため、相談支援専門員の資質向上を行います。

達成された姿

困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。

障がい者の生活全般に関する様々な困りごとが起きても、身近な場所で気軽に相談することができるので、安心して日常生活が送れるようになっています。

さらに、家族の高齢化や親亡き後などの将来に関する心配ごとに対しても、事前に相談することができるので安心感が担保されています。

また、地域生活に関して、自分のニーズに合わせて福祉サービス等の総合的なケアマネジメント支援を受けることができるようになっています。

主な取組

1 地域の相談支援体制の充実

- 障がい者基幹相談支援センター（障害者総合相談室ゆいはあと）
障がい者相談支援センターや地域の相談支援事業所に、障がい特性や困難事例に関するノウハウや専門性について指導や助言を行います。
発達障がい者等に対する支援について、専門的な知識に基づく支援体制を構築します。
- 障がい者相談支援センター
地域で初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談を行います。
相談件数の増加や課題の多様化に対応するため、障がい者相談支援センターの拡充を図ります。
- 相談支援専門員のスキルアップ研修の実施
- 地域包括支援センターや権利擁護支援センターとの連携強化
- 障害児相談支援事業所の開設及び利用促進
- 医療的ケア児者に対するコーディネート機能を有する支援体制の構築

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について関係機関との連携体制の構築
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用促進（第5章参照）

主な指標

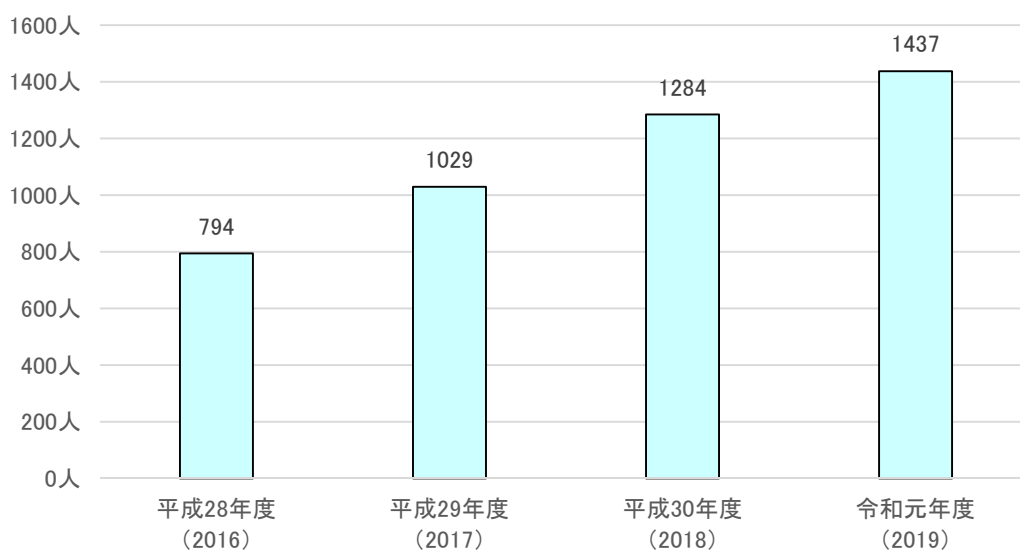
指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
障がい者相談支援センターの認知度		22.8%	35.6%	50.0%	60.0%
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数		16,322件	29,321件	34,000件	35,000件

施策の方向4 一貫した療育支援体制の 確立

現状と課題

- 保育や教育の現場では、発達障がいのある子ども、配慮を必要とする子どもが増えています。共に生きる社会をつくるために、障がいのあるなしにかかわらず、個人の持つ可能性を伸ばし、自立した社会生活が送れるよう、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労などの様々な関係機関が関わっています。本人やその家族に対し、将来を見据えた一貫した相談支援を継続的に行うとともに、関係機関が連携し支援体制を構築することが必要です。
- 障害児通所支援の事業所増加に伴い、複数の事業所を利用する障がい児が増えています。事業所間の連携不足が課題となっています。
- 重度の自閉症、重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする障がい児等が、身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実が望まれています。施設整備や人員確保などが課題となっています。
- 重度の自閉症児、重症心身障がい児、医療的ケア児等が利用する短期入所の実施体制の確保について、ニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があります。

■ 療育相談センター主催の出張講座及び各種研修の延べ参加人数



資料 療育相談センター

取組方針

- 障害児通所支援事業所が、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど生活の場で、支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加を推進します。
- 発達に不安を感じた段階から、本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うため、療育相談や障害児相談支援の利用促進を図ります。
- 障がい児の就園・就学時や卒業時において、支援が円滑に引き継がれる縦の連携と併行で支援を行う事業所同士や事業所と学校などの横の連携が図られるよう、マイサポートブックの更なる利用促進を目指します。
- 児童発達支援センターは、障がいの重度化や重複化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の専門的な通所拠点施設として位置付け、重層的な障害児通所支援体制を構築します。また、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児が、安心して地域で暮らせるための支援体制の構築を図ります。

達成された姿

地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。

障がいがあっても、身近な地域で安心して学校生活を送られています。マイサポートブックや幼児期から関わりのある相談支援専門員が、学校と事業所等をつなぐ役割を担っています。将来の目標に向かって、段階的に進捗状況を確認しながら、本人に合った療育支援が受けられています。

主な取組

1 発達に不安を感じた段階からの支援

- 乳幼児健康診査（4か月児、8～9か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、5歳児 乳幼児経過検診、乳幼児精密健康診査）の実施

第4章

- 療育相談センターまめの木との連携
発達に不安のある児童の療育相談や専門職による保育所等への巡回相談などの実施
- 児童発達支援センターひよこ園との連携
- 生まれてからの成長の記録や支援、教育の記録をファイルするマイサポートブックの更なる活用
- 発達障がい児者の家族等に対するペアレントトレーニング等支援の実施
- 児童福祉法に基づく障害児支援の充実（第5章参照）

2 学校生活期における支援の充実

- 個々の教育的ニーズを考慮して適切な就学の場を検討する就学相談の実施
- 特別支援学級におけるきめ細かな学習指導及び支援の実施
- 通級指導教室の設置
- 特別支援教育介助員の配置
- 障がいの状態等に応じた指導内容の工夫、関係機関との連携等について研究を深める特別支援教育推進部会の開催

3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

- メディカルショートステイ事業の実施
- 重度訪問看護支援事業の実施
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児のニーズ把握
- 医療機関との連携体制の構築

4 障害児通所事業所等への資質向上のための支援

- 放課後等デイサービス等事業所に対する研修及び現場指導の実施
- 相談支援専門員に対する研修及び現場指導の実施

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
療育相談センター主催の出張講座及び各種研修の延べ参加者数		1,437人	900人	950人	1,000人
障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合		8.0%	13.5%	40.0%	50.0%

基本目標2 自分らしく生きることができるまち

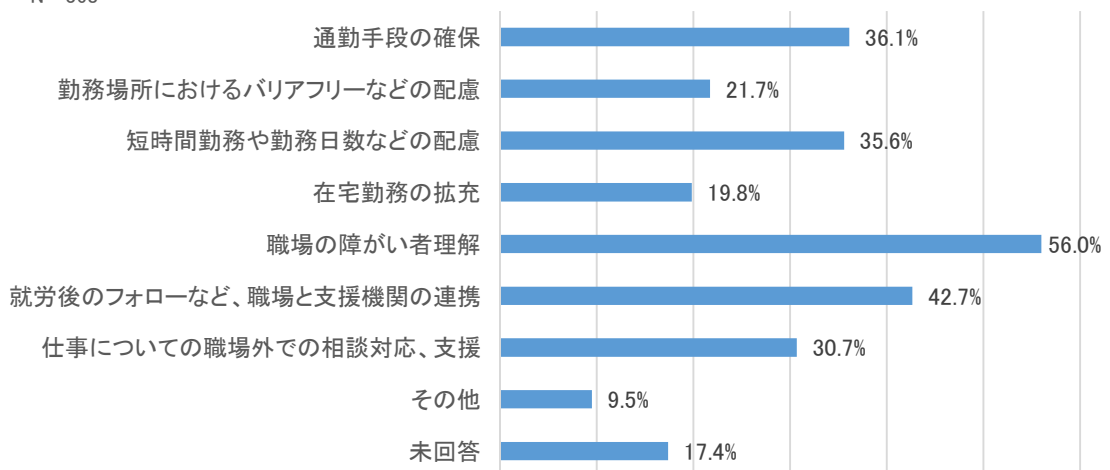
施策の方向5 多様な就労支援

現状と課題

- 障がい者が、地域の中で自分らしく自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。健康状態に合わせた働き方、障がいの特性に適した仕事、職場での理解、適性や能力などその人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが必要です。
- 障害者の雇用の促進に関する法律の規定に基づく障害者雇用率は、民間企業の場合、2.2%と定められています。全国と比較して県内の雇用率は低い状況にあり、障がい者の雇用の推進するための取組は一層必要となっています。
- 一般就労した後に、職場に定着することが課題となっています。障がい者の就労定着には、就業面及び生活面での一体的な支援とともに、職場における障がいに対する理解及び配慮が必要です。
- 就労継続支援事業所等の福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃の底上げが課題となっています。
- 障害者雇用促進センター等の専門的機関を有効活用するためには、気軽に相談できる環境を整備するとともに、教育、雇用、福祉などの関係機関の連携による就労支援体制の構築が必要です。

■ あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

N=368



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 障がい者本人の特性に配慮した就労相談を行います。福祉的就労、職業訓練、一般就労など様々な選択肢を視野に入れて、生活面での課題をフォローしながら支援に当たります。
- ハローワーク、障害者雇用促進センター、県央地域就労援助センター障害者就業・生活支援センターぽむ、就労移行支援事業所など関係機関との連携を図り、障がい者に対する就労から定着までの支援を実施するとともに、企業に対しても障がいに対する理解促進や支援方法の助言などを実施します。
- 障がい者が自分らしい豊かな生活を送るために、工賃アップに向けて、障害者就労施設等への優先調達を推進します。

達成された姿

一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。

障がい特性に応じた接し方や指導方法について、上司や同僚に助言を行うことのできる支援者がいるので、障がい者の職務遂行力がアップし、職場内コミュニケーションがスムーズになっています。

また、一般就労が困難な場合でも、個々の能力に応じた場で仕事を続けることができています。

主な取組

1 地域の就労支援体制の構築

- 障がい者基幹相談支援センター（障害者総合相談室ゆいはあと）による総合的な就労相談と専門的機関との連携強化
- 企業及び関係機関等による就労支援ネットワークの構築
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第5章参照）

2 企業や障害者就労施設等への支援

- 企業に対する障がい者雇用に関する助言等の支援の実施
- 工賃アップに向けた取組
 新たな物品の企画・開発のためのニーズ調査
 障害者就労施設等の手づくり製品の展示即売会の開催
 障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく取組
- 障害者雇用奨励交付金の活用推進
- 障がい者就労等施設共同受注窓口の創設

主な指標

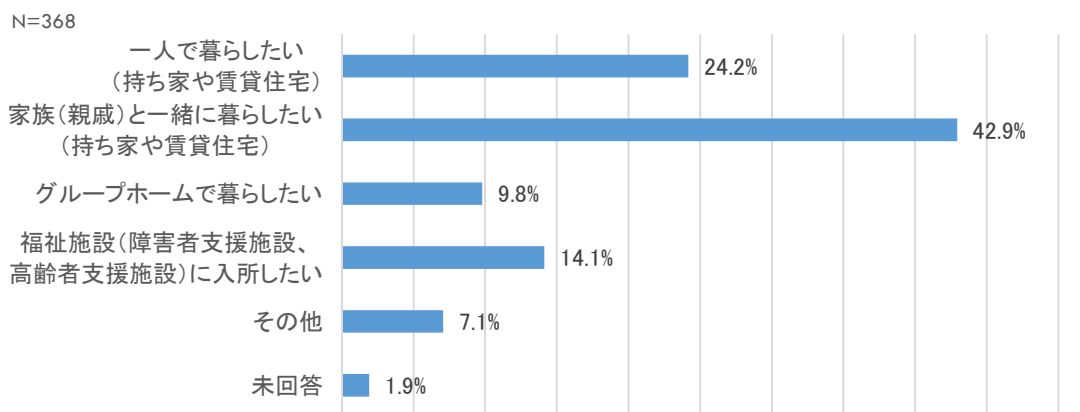
指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労相談件数		381件	1,120件	1,200件	1,300件
市内就労継続支援事業所の1人当たりの平均工賃額	上段：A型事業所	75,579円	—	81,000円	85,000円
	下段：B型事業所	12,411円	—	14,000円	16,000円

施策の方向6 居住支援の充実

現状と課題

- 地域での生活を希望する障がい者が、賃貸物件を借りる際に障がいを理由に断られてしまうことがあります。
- 現在、地域で生活している障がい者が、本人や両親の高齢化、障がいの重度化等の要因により、安心して地域生活を送ることができない状況があります。
- 休日、夜間等に、介護者の急な不在などの緊急事態が起きた場合、どの機関がどのように対応するか役割分担が明確になっていません。
- 親亡き後に、地域生活を継続することが困難になることが想定される方がいます。
- 精神障がい者が、長期入院から地域生活に移行した際に、地域生活を継続する際の課題を抽出し、関係機関で共通認識を持つ必要があります。
- 入所等から地域生活への移行に当たり、希望する地域での暮らしの実現に係る課題等について、具体的な検討を行う必要があります。

■ あなたは将来どのように暮らしたいと思いますか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 地域での生活を希望する障がい者が、住居を確保し地域で安心して生活するために、不動産店や関係機関と連携した支援体制を構築します。

- 定期的に地域生活支援拠点機能を点検し、課題点については市内障害福祉サービス事業所等と緊密に連携した上で、改善・強化を図ります。
- 休日、夜間等に介護者の急な不在などの緊急事態が起きた場合であっても、相談から緊急的受入れまで円滑に対応できる支援体制を構築します。
- 親亡き後の地域における生活の継続について、障がい者本人の意思を尊重しながら、家族、支援者が一体となって、事前に考えていく体制づくりを推進します。
- 精神障がい者が入院から地域生活に移行し、安心して生活を継続していくために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて関係機関と協議及び連携し、より効果的な支援体制の推進を図ります。
- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助等の活用等により、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができる支援体制の構築について検討します。

達成された姿

障がいの種別や程度、年齢や介護者の状況に関わらず、希望した地域で安心して住み続けることができている。

地域で暮らす障がい者に緊急的な事態が起きても、関係機関の連携によりスムーズに支援できています。また、親亡き後の地域での暮らしについて、親が元気なうちから本人と家族、関係機関が十分に話し合っているため、安心して生活ができています。

主な取組

1 地域生活支援拠点の機能強化

- 全ての障がい種別に対応できる緊急時対応体制の構築
- 親亡き後の地域生活の継続について本人や家族への啓発促進
- 障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点への登録の推進
- 地域生活支援拠点機能の定期的な点検及び機能強化の検討

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障害者協議会等における課題抽出及び支援方法の検討
- 市、保健所、医療及び障害福祉サービス事業所の連携による支援体制の構築

第4章

3 地域における居住支援

- 地域での居住確保について市内不動産及び支援機関との連携
- 入所等から地域移行した後の地域生活の継続のための課題抽出及び支援方法の検討

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
市内障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点への登録数		—	5箇所	10箇所	15箇所

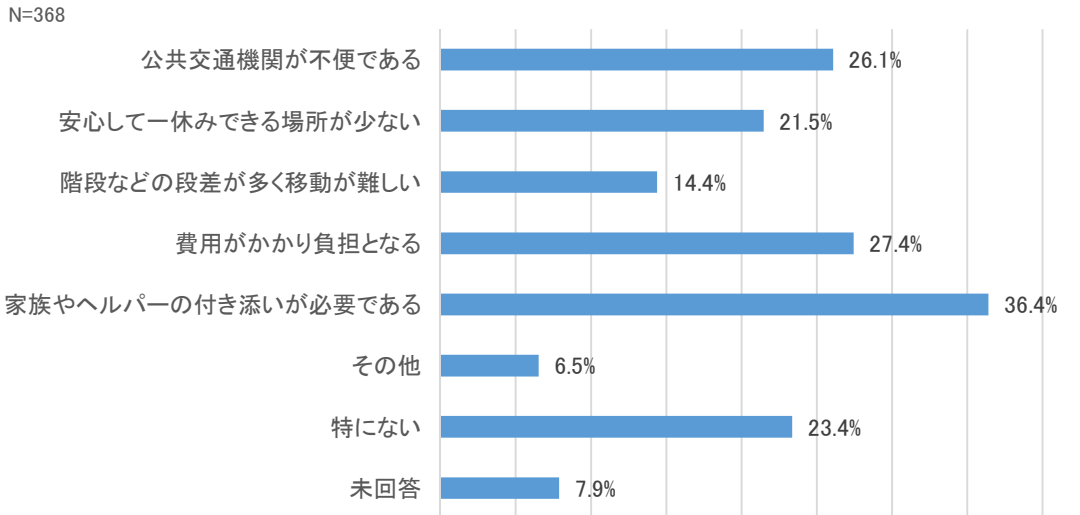
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向7 社会参加の促進

現状と課題

- 移動に制約のある障がい者が、地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、外出支援が必要です。そのため、障がい者が気軽に外出できるような環境整備が求められています。
- 外出時に家族やヘルパーの付添いを必要としている方が多いことから、ヘルパーが付き添う移動支援事業の充実を図る必要があります。

■ あなたが外出するときに困っていることはありますか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣要請にこたえられるよう人材育成を図ります。
- 外出支援については、公的なサービスとして行うべき事項と民間やボランティアも含めたサービスとして行うことのできる事項の整理を行い、より利用しやすいサービスを目指した検討を行います。
- ガイドヘルパー（移動介護従事者）の不足を解消するため、人材確保に向けた取組を行います。

達成された姿

地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。

障がい配慮した環境が整っているため、外出先でも快適な時間を過ごせるようになっていました。ガイドヘルパー（移動介護従事者）やボランティアなどの支援により、買い物や通院などがスムーズにできています。スポーツ観戦やイベント参加なども促進され、充実した日常生活が送れるようになっていました。

主な取組

1 外出支援の充実

- 福祉タクシー利用券の交付等
- 公共交通機関の運賃、有料道路通行料金の割引など各種割引制度の周知
- 移送サービスの充実
- 外出時や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- ガイドヘルパー等の人材確保を含めた移動支援の充実に向けた検討
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第5章参照）

2 手話通訳者及び要約筆記者の養成

- 神奈川県手話通訳者及び要約筆記者認定試験合格のための講習会の実施
- 手話奉仕員及び筆記通訳奉仕員養成講習会の実施

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
外出について、困っていることが特になくと思う人の割合		22.3%	23.4%	30.0%	40.0%
手話通訳者・要約筆記者の登録者数		33人	33人	33人	33人

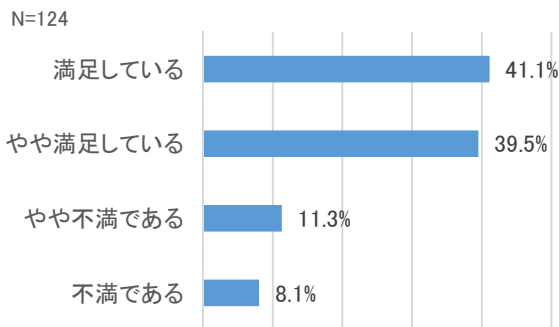
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

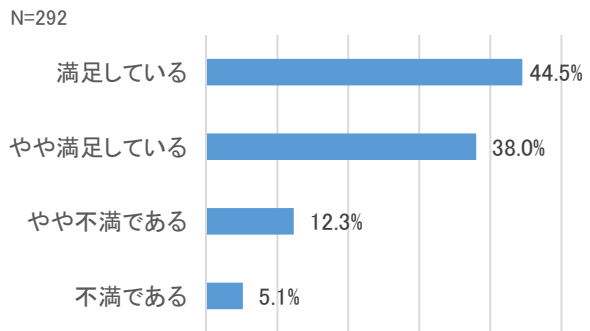
現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むため、多様なライフスタイルに対応できる支援など、障がいの特性に応じ、必要な支援を必要なときに受けられるよう、様々な福祉サービスが求められています。
- 重度の障がいがある方や医療的ケア児者など専門的な支援を必要とする方にサービスを提供できる事業所や人材が不足しています。

■ あなたは、訪問系サービスに満足していますか。



■ あなたは、日中活動系サービスに満足していますか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、地域生活を送るために利用しやすいサービスの充実を図ります。
- 障がい者の高齢化や施設入所者の地域移行に伴い、ホームヘルプサービスの利用が増加すると見込まれるため、サービスを担うヘルパーを確保するとともに、介護保険の適正利用を図ります。
- 重度の自閉症、重症心身障がい、強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア児者等、専門的な支援を必要とする障がい者に対する支援体制の充実を推進します。

第4章

- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、関係機関で協力し、研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を推進します。

達成された姿

住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。

重度の障がいがあっても、できるかぎり長く安心して自宅で暮らせるための障害福祉サービスが受けられます。また、在宅での生活が困難になったときは、施設での生活も選択できます。

主な取組

1 地域生活支援の充実

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第5章参照）
- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施（第5章参照）
日中一時支援事業の充実に向けた検討
- 緊急通報システム機器の貸与
- 住民参加型有料在宅援護サービス（社会福祉協議会）の実施
- 車いすの貸出事業（社会福祉協議会）の周知
- 愛の一声ごみ収集事業の利用促進
- 重度障がい者個別訪問の実施
福祉サービスや医療を利用していない単身世帯や後期高齢者のみの世帯の重度障がい者を訪問します。

2 介護職の人材確保支援

- 就職相談会の開催
- 障害福祉サービス事業所就労定着支援の実施
- 資格取得等の研修費用の助成
- 関係機関との協力による障がい福祉の現場の周知・広報
- 介護職転入奨励助成金等、介護職の人材確保のための助成金の支給

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
サービスの満足度 上段：訪問系サービス 下段：日中活動系サービス		76.2%	80.6%	85.0%	90.0%
		82.7%	82.5%	85.0%	90.0%
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所に就労した人数		6人	12人	15人	17人

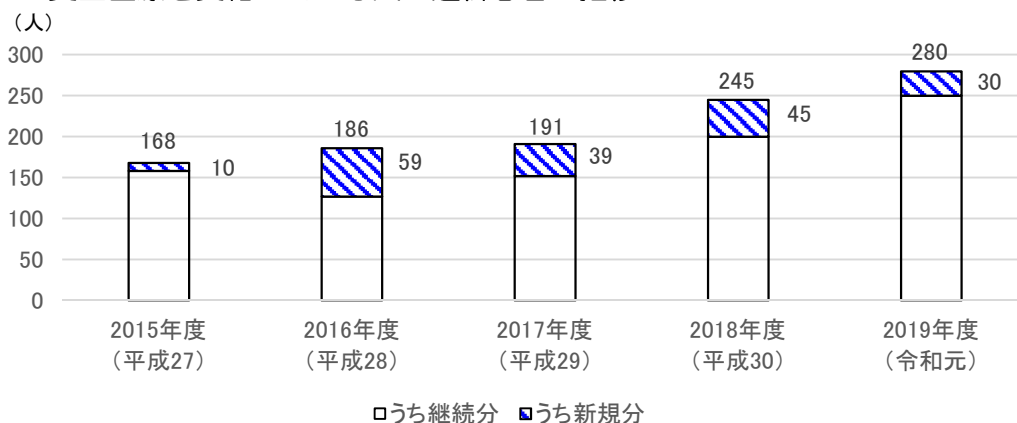
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向9 健康・医療の充実

現状と課題

- 障がいの原因となる疾病や障がいの重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制の充実が求められています。
- 障がいの特性によっては、生活の乱れから生活習慣病を発症する場合があります。ため、衣食住といった基本的な生活習慣を維持できるような支援が必要です。

■ 更生医療を受給している人工透析患者の推移



資料 厚木市障がい福祉課

取組方針

- 障がいの原因となる疾病や障がいの重度化を予防するため、健康診査の促進を図るとともに、受診後のフォローアップ体制の強化を図ります。
- 保健師や栄養士などによる健康相談、健康教育及び訪問指導の充実を図ります。

達成された姿

障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。

健康診査の受診徹底とその後のフォローアップ体制が整っているので、必要となる指導や治療が速やかに受けられています。

主な取組

1 障がいの予防と健康増進に向けた取組の充実

- 障がいの原因となる生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療につなげるための健康診査（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診など）の促進
- 健康相談の実施
 - 健康全般に関する総合健康相談
 - 糖尿病などの生活習慣病に焦点を当てた重点健康相談
- 障がい者健康スイミングの実施
- 感染症の予防や蔓延防止のための普及啓発

2 医療制度の充実

- 身体機能を回復するための自立支援医療費の給付（育成医療・更生医療）
- 通院により精神疾患を治療するための自立支援医療費の給付
- 心身障害者医療費助成による自己負担額の助成
- 障がい者歯科診療への支援

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
健康相談利用人数		人	人	人	人
自立支援医療受給者数		3,910人	4,100人	4,300人	4,500人

基本目標3 地域で支え合う共生のまち

施策の方向10 災害時支援体制の強化

現状と課題

- 大規模地震や風水害等の災害時に対しては、全ての市民が「自分の身は自分で守る。」という「自助」の意識を持ち、十分な事前準備が必要です。
障がい者は、自力で避難することや避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、地域組織との日常的な関係づくりが大切です。

取組方針

- 避難行動要支援者避難支援計画に基づき、地域における避難支援体制づくりに取り組めます。
- 避難所生活が困難な障がい者について、災害時等における緊急受入施設での受入体制の整備を図ります。
- 障がい者が、自ら防災に備え、災害時に適切に避難できるよう、自助の取組を支援します。

達成された姿

災害時に必要な避難等の支援が受けられている。

災害時に自力で避難できない障がい者も、隣近所で声を掛け合って一緒に避難できています。避難所生活が困難な場合は、施設の受入体制が整っているので、必要な支援が受けられています。

主な取組

1 地域の防災ネットワークづくり

- 自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行う体制の推進
- 障がい者が参加しやすい防災訓練等の実施
- 災害時に障がい者が過ごしやすい避難所の推進

2 「自助」のための事前対策の促進

- 聴覚障がい者へのファクシミリ等による情報伝達サービス
地震、台風発生に伴う情報
災害発生時における避難勧告などの重大な災害情報
- 各自が所有する蓄便袋・蓄尿袋を公民館で保管
- ヘルプカードの活用
- 防災対策チェックリストの手引の周知及び配布

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
避難行動要支援者の同意者の割合		—	57.3%	63.0%	65.0%
自主防災隊が実施した防災訓練に参加した障がい者の人数		—	人	人	人

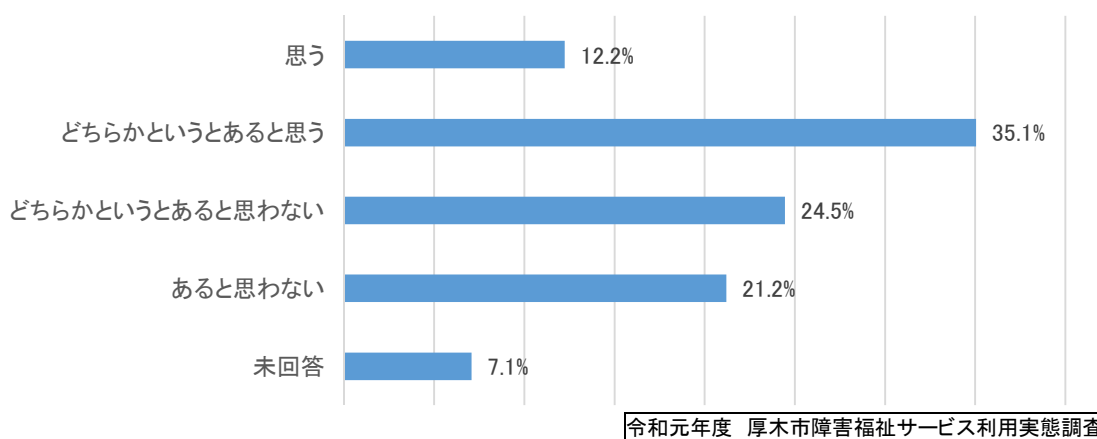
基本目標3 地域で支え合う共生のまち

施策の方向 11 地域をつなぐネットワークの構築

現状と課題

○ 身近に支え合える知り合いがいないなど、地域の間人間関係が希薄な人が増えています。自治会等の地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

■ あなたがお住まいの地域で、住民同士の助け合いがあると思いますか。



取組方針

- 市民一人一人が、ささいな異変など「気づき」を感じることができるよう地域にゆるやかな見守り関係ができるよう働きかけます。
- 障がい者相談支援センターは、地域包括支援センターと連携を図り、地域からの障がい者の相談にワンストップで対応します。医療、教育、就労、生活支援など地域の障がい者を支えるネットワークを活用し連携を図ります。
- 在宅療養を支える医療、介護、福祉の関係者は、「在宅療養 あつぎマナー集」を活用することにより、スムーズな多職種間の連携を図ります。
- 地域共生社会の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりのための検討を行うとともに、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスを確保し、地域の実状を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組みます。

達成された姿

支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。

隣近所の様子に異変があった場合は、お互いに声を掛け合える関係になっているので、一人暮らしであっても、迅速に適切な支援へとつなげることができています。

主な取組

1 地域による見守り活動の充実

- 隣近所での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気にかけることから始める、日頃からの適度な距離感を持った緩やかな見守り活動の実施
- 障がいがあっても気軽に参加しやすいイベントや交流スペースの創出

2 障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの連携による総合相談支援の充実

- 地域における様々な関係者のネットワーク構築
- 障がい者や家族の状況等についての実態把握
地域から孤立している世帯や、介護者の高齢化等の重層的な課題を抱えている世帯など支援が必要な世帯を把握し、適切な支援につなげます。

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
自分が住んでいる地域で住民同士の助け合いがあると思う人の割合		28.0%	47.3%	50.0%	60.0%
障がい者相談支援センターが行う訪問相談等の件数		189件	1,278件	1,400件	1,500件

基本目標3 地域で支え合う共生のまち

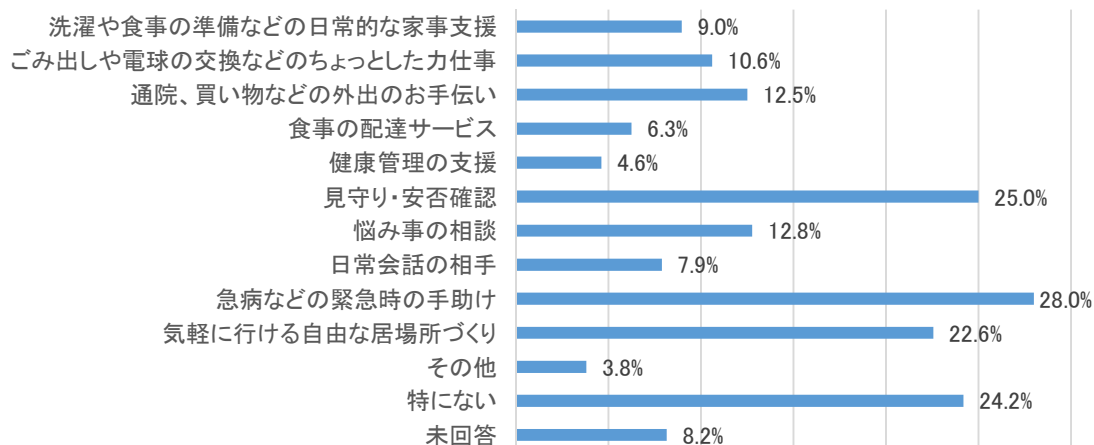
施策の方向 12 地域における人材等の創出と活用

現状と課題

- 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- 地域における自治会、近隣住民、ボランティア、NPO 法人、民間事業者などが行う様々な活動を、地域のニーズに対する支援とつなげることが重要です。

■ あなたがお住まいの地域に、あってほしい住民同士の助け合いはありますか。

N=368



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 身近な地域の中での人とのつながりを作り、日常生活での困りごとに気づき、手を差し伸べることができる人を増やします。
- ボランティア活動など支援の担い手の養成に取り組みます。
- 障害福祉サービス等の公的制度だけではなく、多様な主体による生活支援サービスを活用しながら、地域で支え合う体制を構築します。

達成された姿

地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。

地域には、徒歩圏内で交流スペースやコミュニティカフェがあるので、気軽に立ち寄ることができています。日常会話だけではなく、悩み事の相談をすることもあります。外出支援や家事援助のサービスは、気心知れた身近な支援者が担ってくれるので、安心して利用することができています。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- ボランティアセンターの充実
 - 地域のニーズに対する新たなボランティアの創出
 - ボランティア養成講座の実施

2 地域での支え合う仕組みづくりの支援

- 既存の制度だけでは解決できない、あるいは制度の狭間で解決できない困りごとを地域の中で解決に導く「地域福祉コーディネーター」の充実
- 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する「生活支援コーディネーター」の体制の充実

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ボランティアセンターにおける登録団体加入者数		5,039人	4,600人	4,900人	6,000人
地域福祉コーディネーターの活動件数		999件	1,752件	2,500件	1,900件

第5章 指標

施策の進捗を測る指標

施策の進捗を測る指標

本計画で位置付けた12の施策の進捗を測る指標は、次のとおりです。

なお、㊦印のある指標は、第4章 施策の展開に掲載した主な指標の再掲です。

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元年度 (2019)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
施策の方向1 障がい者理解の促進				
取組1 障がい者理解を広めるための普及活動				
地域の障がい者に対する理解について 「理解がある」と思う障がい者の割合 ㊦	50.9%	—	—	55.0%
ヘルプカードを提示して、支援を受けた ことがある障がい者の割合 ㊦	6.8%	—	—	25.0%
ヘルプカードや啓発チラシの配布枚数	3,664 枚	4,000 枚	4,000 枚	4,000 枚
取組2 障がい者理解を深めるための啓発活動				
障がい者体育大会への参加者数	630 人	650 人	655 人	660 人
取組3 交流及び共同学習の推進				
障害福祉サービス事業所の職場体験受入 回数	回	回	回	回
施策の方向2 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する相談窓口の充実				
「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたこと がある」とした障がい者の割合 ㊦	69.8%	—	—	60.0%
権利擁護に係る相談件数 ㊦	453 件	500 件	550 件	600 件
取組2 障がい者虐待の防止				
障がい者虐待防止講演会の参加者数	40 人	50 人	60 人	70 人
取組3 成年後見制度の普及啓発				
法人後見を受任できる社会福祉法人数	1 法人	2 法人	3 法人	5 法人
取組4 行政サービスにおける合理的な配慮の充実				
障がい者理解に関する職員研修への参加者数	100 人	100 人	100 人	100 人

第5章

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元年度 (2019)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
施策の方向3 相談支援体制の充実				
取組1 地域の相談支援体制の充実				
障がい者相談支援センターの認知度 ㊦	35.6%	—	—	50.0%
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数 ㊦	29,321 件	32,000 件	33,000 件	34,000 件
施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立				
取組1 発達に不安を感じた段階からの支援				
療育相談支援センター主催の出張講座・各種研修の延べ参加者数 ㊦	1,437人	900人	950人	1,000人
取組2 学校生活期における支援の充実				
※ 教育委員会と調整中				
取組3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援				
メディカルショートステイ事業利用日数	16日	24日	24日	24日
取組4 障害児通所事業所等への資質向上のための支援				
障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合 ㊦	13.5%	20.0%	30.0%	40.0%
相談支援専門員に対する研修及び現場指導の実施	—	10回	15回	20回
施策の方向5 多様な就労支援				
取組1 地域の就労支援体制の構築				
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労相談件数 ㊦	1,120件	1,150件	1,200件	1,200件

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元年度 (2019)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
取組2 企業や障害者就労施設等への支援				
市内就労継続支援事業所の1人当たりの 平均工賃額 ㊦	75,579 円	—	81,000 円	85,000 円
上段：A型事業所	12,411 円	—	14,000 円	16,000 円
下段：B型事業所				
障害者優先調達推進法に基づく障がい者 就労施設等からの物品等の調達実績	6,082 千円	6,100 千円	6,500 千円	7,000 千円
施策の方向6 居住支援の充実				
取組1 地域生活支援拠点の機能強化				
取組2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築				
市内障害福祉サービス事業所の地域生活支 援拠点の登録数 ㊦	5箇所	6箇所	8箇所	10箇所
取組3 地域における居住支援				
市内協力不動産店件数 ㊦	13店	15店	17店	19店
施策の方向7 社会参加の促進				
取組1 外出支援の充実				
外出について困っていることが特にな いと思う人の割合 ㊦	23.4%	—	—	30.0%
タクシー券・ガソリン券及びバス割引証 等の交付件数	4,913件	4,900件	4,900件	4,900件
取組2 手話通訳者及び要約筆記者の養成				
手話通訳者・要約筆記者の登録者数 ㊦	33人	33人	33人	33人
施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実				
取組1 地域生活支援の充実				
障害福祉サービスの満足度 ㊦	80.6%	—	—	85.0%
上段：訪問系サービス				
下段：日中活動系サービス	82.5%	—	—	85.0%
日中一時支援事業利用回数	11,409 回	15,000 回	15,000 回	15,000 回

第5章

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元年度 (2019)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
取組2 介護職の人材確保支援				
介護職の人材支援を受けて市内事業所に就労した人数 ㊦	12人	13人	14人	15人
施策の方向9 健康・医療の充実				
取組1 障がいの予防と健康増進に向けた取組の充実				
健康相談利用人数 ㊦	人	人	人	人
取組2 医療制度の充実				
自立支援医療受給者数 ㊦	3,910人	4,100人	4,300人	4,500人
施策の方向10 災害時支援体制の強化				
取組1 地域の防災ネットワークづくり				
避難行動要支援者の同意者の割合 ㊦	57.3%	60.0%	62.0%	63.0%
取組2 「自助」のための事前対策の促進				
自主防災隊が実施した防災訓練に参加した障がい者数 ㊦	人	人	人	人
防災対策チェックリストの配布数	—	50部	80部	100部
施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築				
取組1 地域による見守り活動の充実				
自分が住んでいる地域で住民同士の助け合いがあると思う人の割合 ㊦	47.3%	—	—	50.0%
地域住民が主体となった居場所の箇所数	230箇所	235箇所	240箇所	245箇所
取組2 障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの連携による総合相談支援の充実				
障がい者相談支援センターが行う訪問相談の件数 ㊦	1,278件	1,300件	1,350件	1,400件
施策の方向12 地域における人材等の創出と活用				
取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援				
ボランティアセンターにおける登録団体加入者数 ㊦	4,600人	4,700人	4,800人	4,900人
取組2 地域での支え合う仕組みづくりの支援				
地域福祉コーディネーターの活動件数 ㊦	1,752件	2,100件	2,300件	2,500件

第6章 障害福祉サービス量等の 見込み

(障害福祉計画・障害児福祉計画)

- 1 計画の策定に当たって
- 2 計画の方針
- 3 成果目標
- 4 障害福祉サービス・障害児支援の見込み量
(活動指標)
- 5 地域生活支援事業の見込み
- 6 良質な障害福祉サービス等の確保のために

1 計画の策定に当たって

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）に則して定めるものです。

※ 国の基本指針は、令和2年5月19日に改正されました。

(1) 国の基本指針の主な改正ポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の機能の充実
- 日中活動支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
- ギャンブル等依存症について、地域の包括的な連携協力体制の構築

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行や工賃向上への取組の促進
- 障がい者が安心して働き続けられる環境整備の推進

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 属性にかかわらず地域の様々な相談を受け止める相談支援
- 就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援

オ 発達障がい者等支援の一層の充実

- 発達障がい者等に対する適切な支援の実施
- 発達障がい者等の家族に対する支援体制の充実

カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性
- 医療的ケア児等に対する関係機関の共通理解に基づく包括的支援体制の構築

キ 障がい者の社会参加等を支える取組

- 障がい者による文化芸術活動の推進
- 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進

第6章

ク 障害福祉サービスの質の確保

- サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

ケ 福祉人材の確保

- 障害福祉サービスの提供体制の確保及び人材確保の必要性

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に定める事項

ア サービスの提供体制を確保していくための目標（成果目標）

イ 各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量の見込み（活動指標）

ウ 障害福祉サービス、障害児通所支援などの必要量を確保するための方策

2 計画の方針

本計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、サービスを必要とされる方に適正なサービスが提供されるようサービス基盤整備を図る必要があります。

- (1) 第4章「障がい者福祉計画における施策の展開」の取組方針を踏まえたサービス基盤整備を行います。
- (2) 重症心身障がいや重度の自閉症の方、医療的ケアなど専門的な支援を必要とする方が利用できるようなサービス体制を促進します。
- (3) 障がいのある子どもやその家族に対する継続的な相談支援を行うため、障がい児相談支援体制を強化します。
- (4) 第5期計画の実績に基づき、本計画に向けた課題の整理を行い、一人当たりのサービス量、利用者数の推移を総合的に勘案しながら、成果目標及びサービス量などを見込みます。

3 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。

イ これまでの状況

- 平成28年度末の施設入所者159人のうち、平成30年度に1人、令和元年度に1人が地域生活へ移行しました。第5期での地域生活移行者数は、現時点で2人であり、8人という目標達成は困難な状況です。
- 令和元年度末の施設入所者数は168人であり、平成28年度末(159人)からの増加数は9人でした。

ウ 本市の考え方

- 国の基本指針、これまでの施設入所者の状況や地域生活へのニーズを総合的に勘案し、実情を踏まえて成果目標を設定します。

施設入所者の地域生活の移行目標

項目	数値 (第6期)	考え方
【基準】施設入所者数 A	168人	令和元年度末現在
【成果目標】地域生活移行者数 B	@@人	Aのうち令和5年度末までに移行する者の目標値
新たな施設入所者 C	@@人	令和5年度末までに新たに施設入所が必要な者の見込数
施設入所者 D ($D=A-B+C$)	@@人	令和5年度末までの利用見込数
【成果目標】施設入所者の削減数 E ($E=A-D$)	@@人	令和5年度末目標数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の基本指針で示された考え方

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とします。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とします。

イ これまでの状況

- 本市では、医療上、退院可能な精神障がい者が地域生活を希望する場合は、医療機関、保健福祉事務所、相談支援事業所等と連携を図りながら、退院に向けた支援及び地域生活への定着支援を行ってきました。

ウ 本市の考え方

- 本計画の将来像は、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」であり、地域における医療・福祉の一体的な取組の推進を検討する地域包括ケア推進会議を活用するとともに、精神障がい者が安心して地域生活を送るための課題の解消について、障害者協議会において検討していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

イ これまでの状況

- 平成28年度の障害者協議会において、夜間、休日等の緊急時の受入れや体験の機会を中心に拠点機能について検討を行い、面的整備として整備済としています。
- しかしながら、緊急時の対応に係る「安心生活支援プラン」が在宅の障がい者や家族に浸透していない状況や送迎時の役割分担のほか、障がい福祉サービス等を利用していない障がい者の緊急時対応などの課題があり、拠点機能が十分に果たされているとはいえない状況です。

ウ 本市の考え方

- 介護者の高齢化や親亡き後でも安心して地域で生活するために、地域生活支援拠点等に係る課題を解消するため障害者協議会において検討するとともに、市内障害福祉サービス事業所及び関係機関と協議を継続し、実効性のある拠点機能の確立を図ります。

第6章

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とします。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。
- 大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障がい者における就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。

イ これまでの状況

- 本市の福祉施設利用者の一般就労移行者数は、平成30年度に31人、令和元年度に△△人でした。第5期計画では、令和2年度の成果目標として25人と見込んでいますが、新型コロナウイルスの感染拡大による雇用傾向の動向により、実績に影響が出ると考えています。
- 本市の就労移行支援事業の利用者数は、平成30年度末に98人、令和元年度末に106人と微増傾向が続いています。第5期計画では、令和2年度末の成果目標として56人と見込んでいますが、これまでの動向から目標達成は可能であると予想しています。
- 令和元年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者△△人に対し、就労定着支援事業の利用者数は47人であり、全体としての利用割合は約◎◎割となっています。

ウ 本市の考え方

- 国の基本指針、これまでの状況、就労を希望する障がい者の状況を総合的に勘案し、実情を踏まえて成果目標を設定します。

福祉施設利用者の一般就労への移行目標

項目	数値 (第6期)	考え方
【基準】一般就労移行者数	@@人	令和元年度実績
【成果目標】一般就労移行者数	@@人	令和5年度目標
【成果目標】一般就労への移行者が 就労定着支援事業を利用する割合	7割	令和5年度目標

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。
- 令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

イ これまでの状況

- 平成29年4月1日に厚木市児童発達支援センターひよこ園を設置しました。
- 令和2年7月1日現在、保育所等訪問支援を提供できる事業所は、市内に4か所あります。
- 令和2年7月1日現在、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供できる事業所は、市内に4か所あります。児童発達支援センターの開設により、重症心身障がい児の受入れの拡大を図りました。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、厚木市障害者協議会、厚愛地区小児等在宅医療連絡会議等を活用しています。

ウ 本市の考え方

- 児童発達支援センターは、障がいの重度化や重複化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の専門的な通所拠点施設として位置付け、重層的な障害児通所支援体制を構築します。
- 障がい児の地域社会への参加を推進するため、保育所等訪問支援の利用促進を図ります。
- 保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための課題を協議する場として、障害者協議会、厚愛地区小児等在宅医療連絡会議等を活用するとともに、地域における医療福祉の一体的な取組の推進を検討する地域包括ケア推進会議においても課題を提起していきます。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネート機能を有する支援体制を構築します。

第6章

(6) 相談支援体制の充実・強化等

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

イ これまでの状況

- 平成27年度に、障がい者基幹相談支援センター及び地域の障がい者相談支援センターを3箇所設置しました。
- 平成28年度、平成29年度及び令和元年度に、障がい者相談支援センターを1箇所ずつ増設してきました。
- 市内10箇所の地域包括支援センターと連携を図り、総合的な相談支援体制を構築しています。

ウ 本市の考え方

- 地域において、より相談しやすい環境を整えるため、障がい者相談支援センターの増設及び相談支援専門員の増員を図ります。
- 相談者の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めることのできる総合的な相談支援体制の構築を図ります。
- 専門的な相談支援の実施に向けて、専門的知識を有する職種の配置、相談支援専門員向けの研修会の開催、関係機関による相談支援専門員に対する同行支援等を実施し、地域においても専門的な相談に対応できる支援体制の構築を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 国の基本指針で示された考え方

- 令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

イ これまでの状況

- 障がい者基幹相談支援センターにおいて、市内相談支援事業所を巡回し、事業所の課題や相談支援専門員の資質向上等についてヒアリングを実施しています。
- 療育相談センターまめの木において、市内放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所を巡回し、支援員の資質向上や事業所の構造等について助言を行っています。

ウ 本市の考え方

- 障害福祉サービス等の質の向上を図る取組について、障害者協議会において具体的な手法を検討します。
- 障害福祉サービス事業所支援員の資質向上
- セルフプランから計画相談に切り替えることで、事業所間で利用者の共通認識を持つことができ、特性に応じた質の高いサービスの提供を可能とする。

4 障害福祉サービス・障害児支援の見込量（活動指標）

(1) 障害福祉サービスの充実

本計画の策定に当たり、令和元年11月18日から12月6日までに実施した「厚木市障害福祉サービス利用実態調査」では、「障がい者が地域で安心して暮らしていけるようにするためには、行政にどのような取組を求めますか。」という質問に対して、9つの選択肢の中から「介護保険や障害福祉サービスの充実」を選択した人が最も多く、52.7%という結果となりました。

このことから、住み慣れた地域で安心して生活をするためには、障がい者のライフスタイルの変化や障がい特性に応じ、個々のニーズに合ったサービス提供が必要になります。

そのため、医療・福祉・介護が連携し、できる限り地域生活を続けられるサービスの提供体制の構築を目指していきます。

なお、障がい者が利用できるサービスの種類は、大きく次の2つに区分されます。

ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、居宅介護や短期入所などの介護給付、就労移行支援や共同生活援助などの訓練等給付等があり、全国的な統一基準に基づき実施するものです。また、障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、障害福祉サービス等の必要なサービス量を見込むことになっています。

障がい者の増加に伴いサービス利用量も増加が見込まれるため、障がい者が地域生活を送る上で必要なサービス量の確保に努めます。

イ 障害児支援

障害児通所支援は、障がい児が利用できるサービスです。児童福祉法に基づき、市町村が定める障害児福祉計画において、障害児通所支援等の必要なサービス量を見込むことになっています。

障がい児が、身近な地域できめ細かな支援を受けられるようサービス量の確保に努めます。

(2) 第5期障害福祉計画の実績

障害福祉サービスの利用実績

区 分		単 位	平成 30 年度 (2018)			令和元年度 (2019)			実績の 前年度比 (%)
			目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	
日中活動系	生活介護	日/月	7,315	6,684	91.4	7,505	6,784	90.4	101.5
		人/月	385	373	96.9	395	371	93.9	99.5
	自立訓練 (機能)	日/月	90	106	117.8	90	101	112.2	95.3
		人/月	6	6	100.0	6	8	133.3	133.3
	自立訓練 (生活)	日/月	120	58	48.3	120	44	36.7	75.9
		人/月	8	4	50.0	8	3	37.5	75.0
	宿泊型 自立訓練	人/月	4	2	50.0	4	2	50.0	100.0
	就労移行支援	日/月	935	889	95.1	935	1,033	110.5	116.2
		人/月	55	53	96.4	55	55	100.0	103.8
	就労継続支援 A型	日/月	1,900	1,385	72.9	2,090	1,456	69.7	105.1
		人/月	100	77	77.0	110	77	70.0	100.0
	就労継続支援 B型	日/月	5,184	5,723	110.4	5,312	6,127	115.3	107.1
		人/月	324	366	113.0	332	382	115.1	104.4
	就労定着支援	人/月	20	25	125.0	22	38	172.7	152.0
療養介護	人/月	22	17	77.3	22	16	72.7	94.1	
短期入所	日/月	840	684	81.4	845	511	60.5	74.7	
	人/月	120	110	91.7	130	73	56.2	66.4	

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じる。

※ 時間(日)数は1月及び1年間当たりの延べ利用時間(日)数、人数は1月及び1年間当たりの実利用者数

※ 実績は各年度の3月分

第6章

		平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)				
区 分	単 位	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	実績の 前年度比 (%)	
訪問系	居宅介護	時間/月	5,592	5,110	91.4	5,684	5,571	98.0	109.0
		人/月	240	239	99.6	245	238	97.1	99.6
	重度訪問介護	時間/月	2,922	3,595	123.0	2,951	3,883	131.6	108.0
		人/月	15	18	120.0	15	16	106.7	88.9
	同行援護	時間/月	785	857	109.1	790	646	81.7	75.4
		人/月	35	43	122.9	36	33	91.7	76.7
	行動援護	時間/月	393	729	185.5	414	877	211.8	120.3
		人/月	13	24	184.6	14	27	192.9	112.5
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	—	0	0	—	—	
	人/月	0	0	—	0	0	—	—	
居住系	共同生活援助	人/月	124	140	112.9	127	144	113.4	102.9
	施設入所支援	人/月	159	166	104.4	159	162	101.9	97.6
	自立生活援助	人/月	0	0	—	1	0	—	—
相談支援	計画相談支援 (障害児相談 支援を含む。)	人/月	172	145	84.3	200	173	86.5	119.3
	地域移行支援	人/年	1	0	—	2	1	50.0	—
	地域定着支援	人/年	0	0	—	1	0	—	—

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じる。

※ 時間(日)数は1月及び1年間当たりの延べ利用時間(日)数、人数は1月及び1年間当たりの実利用者数

※ 実績は各年度の3月分

障害福祉サービス量等の見込み
(障害福祉計画・障害児福祉計画)

障害児通所支援の利用実績

		平成30年度 (2018)			令和元年度 (2019)				
区 分	単 位	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	実績の 前年度比 (%)	
通所支援	児童発達支援	日/月	1,227	1,609	131.1	1,391	1,862	133.9	115.7
		人/月	179	204	114.0	192	218	113.5	106.9
	医療型児童発達支援	日/月	0	0	—	0	0	—	—
		人/月	0	0	—	0	0	—	—
	放課後等デイサービス	日/月	4,158	4,455	107.1	4,259	4,146	97.3	93.1
		人/月	462	439	95.0	501	436	87.0	99.3
	保育所等訪問支援	日/月	10	4	40.0	12	2	16.7	50.0
		人/月	5	4	80.0	6	3	50.0	75.0
	居宅訪問型児童発達支援	日/月	2	0	—	4	0	—	—
		人/月	1	0	—	2	0	—	—

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じる。

※ 日数は1月当たりの延べ利用日数、人数は1月当たりの実利用者数

※ 実績は各年度の3月分

第6章

(3) 障害福祉サービス

ア 日中活動系サービス

施策の方向5 多様な就労支援

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
生活介護 (17事業所)	常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練) (1事業所)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な身体機能を高めるための訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練) (1事業所)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な生活能力を高めるための訓練を行います。
宿泊型自立訓練 (市内になし)	居室などの設備を使いながら、家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行います。
就労移行支援 (6事業所)	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。
就労継続支援 A型(3事業所) B型(19事業所)	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。雇用型であるA型と非雇用型であるB型があります。
就労定着支援 (4事業所)	就労移行支援等の利用を経て一般企業等に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、就労に伴う日常生活上の問題等に対応するための相談、企業訪問、関係機関との連絡調整等を行います。
療養介護 (1事業所)	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所 (15事業所)	自宅で障がい者の介護する人が、疾病等により介護できない場合などに、一時的に施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

※ () 内事業所数は令和2年7月1日現在の数値です。以下のサービスも同様です。

障害福祉サービス量等の見込み
(障害福祉計画・障害児福祉計画)

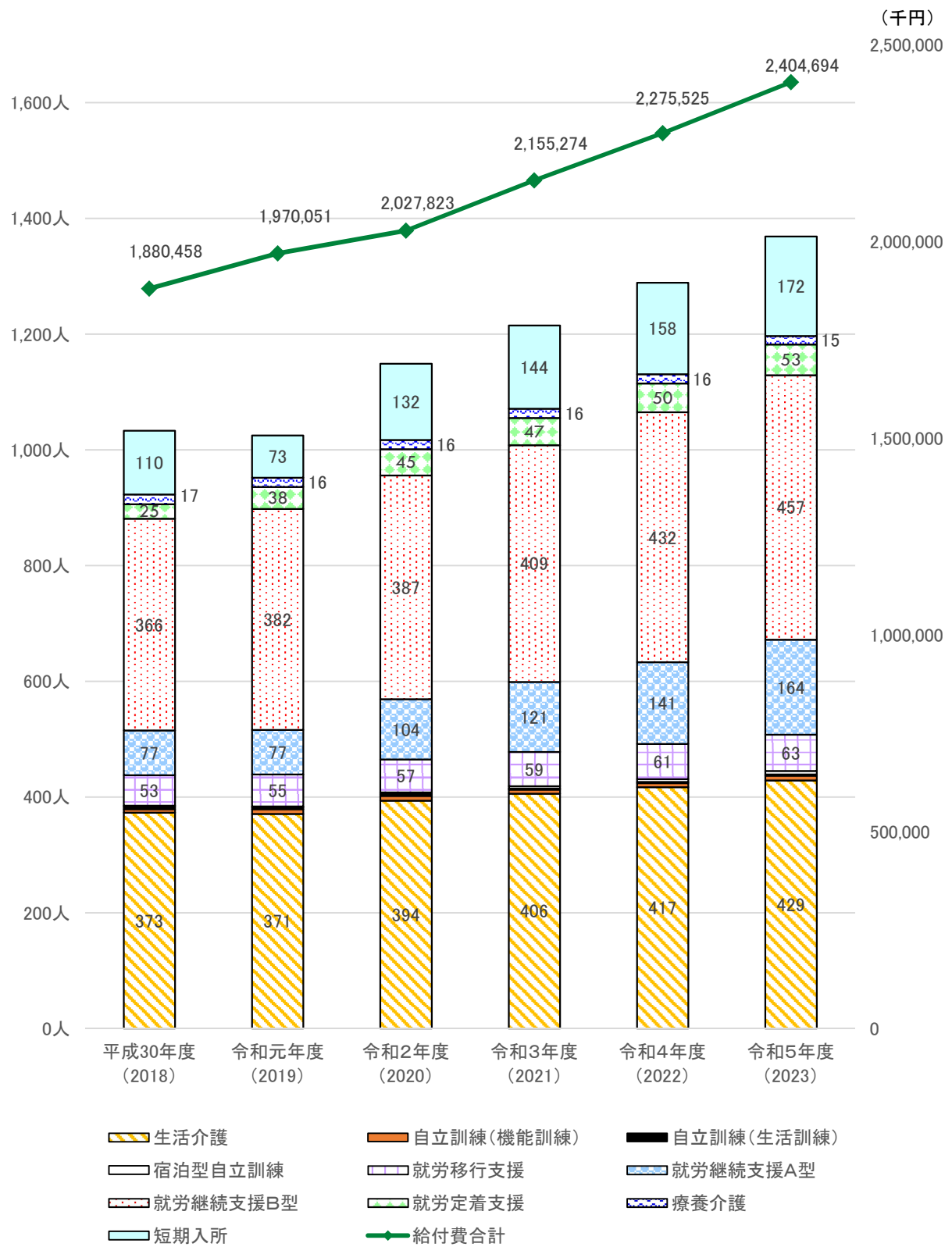
サービス利用量	単位	第5期(実績)			第6期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	日/月	6,684	6,784	6,741	6,770	6,799	6,828
	人/月	373	371	394	406	417	429
給付費	千円/年	981,570	1,006,363	1,035,834	1,103,051	1,155,752	1,211,208
自立訓練 (機能訓練)	日/月	106	101	95	89	84	89
	人/月	6	8	8	7	7	8
給付費	千円/年	7,085	8,290	7,502	7,022	6,888	7,074
自立訓練 (生活訓練)	日/月	58	44	38	31	26	23
	人/月	4	3	3	2	2	2
給付費	千円/年	6,625	4,853	5,831	5,107	4,646	4,478
宿泊型自立訓練	人/月	2	2	3	4	5	6
給付費	千円/年	2,713	2,562	2,676	2,690	2,801	2,948
就労移行支援	日/月	889	1,033	1,092	1,153	1,219	1,288
	人/月	53	55	57	59	61	63
給付費	千円/年	122,409	123,763	131,481	142,512	154,670	167,867
就労継続支援 A型	日/月	1,385	1,456	1,754	1,973	2,221	2,499
	人/月	77	77	104	121	141	164
給付費	千円/年	127,132	125,756	133,027	148,447	161,564	176,132
就労継続支援 B型	日/月	5,723	6,127	6,076	6,451	6,849	7,271
	人/月	366	382	387	409	432	457
給付費	千円/年	500,891	553,481	576,142	592,203	633,707	678,123
就労定着支援	人/月	25	38	45	47	50	53
給付費	千円/年	2,793	11,472	18,021	20,861	22,173	23,485
療養介護	人/月	17	16	16	16	16	15
給付費	千円/年	49,485	50,817	50,492	48,379	47,208	46,068
短期入所	日/月	684	511	770	817	866	919
	人/月	110	73	132	144	158	172
給付費	千円/年	79,755	82,694	66,817	85,002	86,116	87,311
給付費合計	千円/年	1,880,458	1,970,051	2,027,823	2,155,274	2,275,525	2,404,694

※ 人数は月間の実利用者数、日数は月間の延べ利用日数、給付費は年間累計の金額

※ 令和2年度は見込み

※ 実績は各年度の3月分

第6章



イ 訪問系サービス

施策の方向6 社会参加の促進

施策の方向7 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
居宅介護 (38事業所)	居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事並びに通院に伴う介助などを行います。
重度訪問介護 (35事業所)	常時介護を必要とする重度の障がい者に対して、自宅で行う介護や家事、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。
同行援護 (6事業所)	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報の提供（代読、代筆を含む。）や移動の援護を行います。
行動援護 (4事業所)	行動上の困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援 (県内になし)	常時介護を必要とする障がい者に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

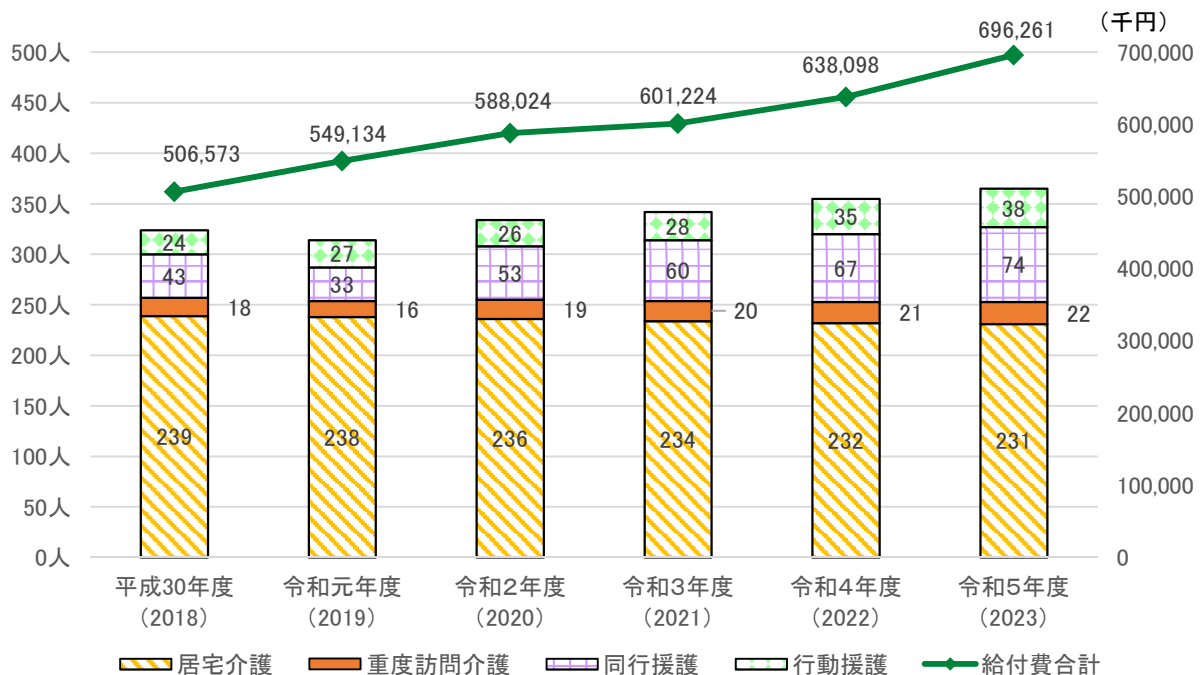
第6章

サービス利用量	単位	第5期（実績）			第6期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	時間/月	5,110	5,571	4,873	4,758	4,646	4,537
	人/月	239	238	236	234	232	231
給付費	千円/年	344,804	336,038	358,502	344,028	349,083	354,355
重度訪問介護	時間/月	3,595	3,883	4,347	4,780	5,256	5,779
	人/月	18	16	19	20	21	22
給付費	千円/年	110,031	138,821	154,423	179,053	203,474	231,327
同行援護	時間/月	857	646	921	955	990	1,026
	人/月	43	33	53	60	67	74
給付費	千円/年	23,475	24,849	17,707	23,779	25,792	27,992
行動援護	時間/月	729	877	737	745	1,050	1,061
	人/月	24	27	26	28	35	38
給付費	千円/年	28,263	49,426	57,392	54,364	59,749	82,587
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0	0
給付費合計	千円/年	506,573	549,134	588,024	601,224	638,098	696,261

※ 人数は月間の実利用者数、時間は月間の延べ利用時間、給付費は年間累計の金額

※ 令和2年度は見込み

※ 実績は各年度の3月分



ウ 居住系サービス

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
共同生活援助 (18事業所)	共同生活の住居に居住する障がい者に対し、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援 (9事業所)	施設に入所している障がい者に対し、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
自立生活援助 (市内になし)	居宅において一人暮らし等をしている障がい者に対し、定期的な訪問等により利用者の状況を把握し、必要な情報提供や助言等の支援を行います。

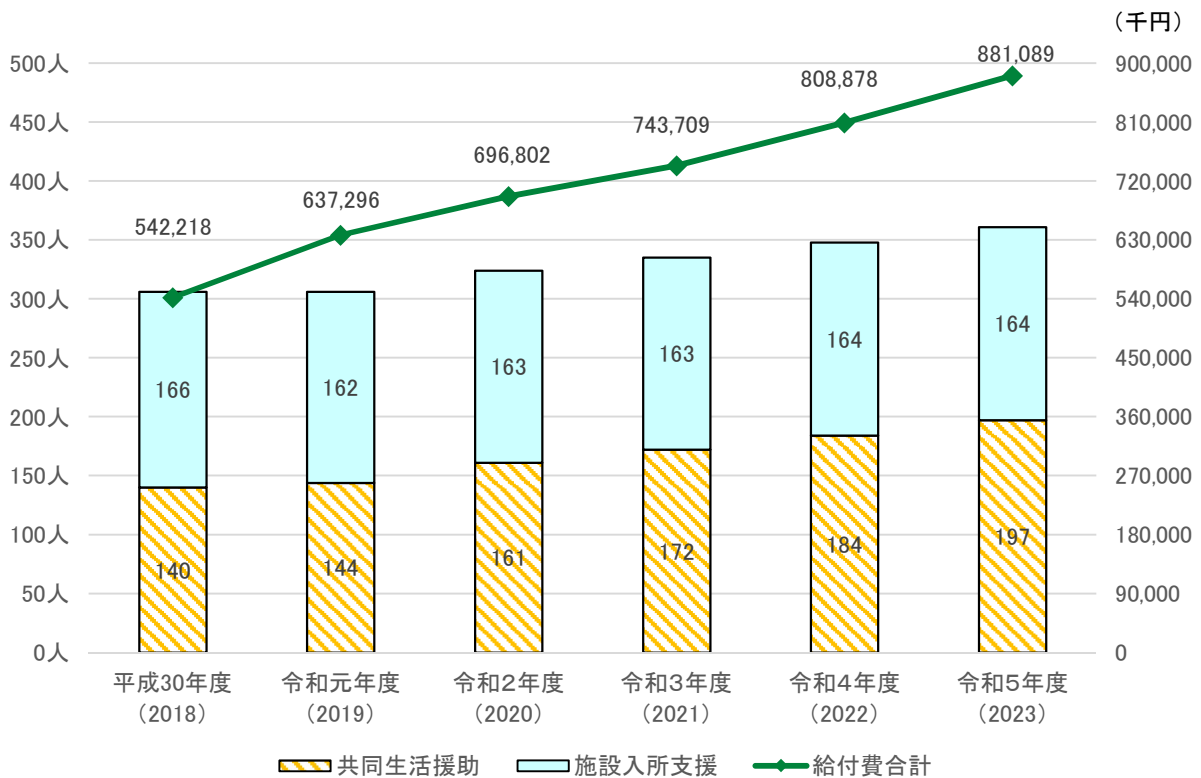
サービス利用量	単位	第5期(実績)			第6期			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
共同生活援助	人/月	140	144	161	172	184	197	
	給付費	千円/年	272,080	343,524	394,261	425,611	474,631	529,806
施設入所支援	人/月	166	162	163	163	164	164	
	給付費	千円/年	270,138	293,772	302,541	318,098	334,247	351,283
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0	
	給付費	千円/年	0	0	0	0	0	
給付費合計	千円/年	542,218	637,296	696,802	743,709	808,878	881,089	

※ 人数は月間の実利用者数、給付費は年間累計の金額

※ 令和2年度は見込み

※ 実績は各年度の3月分

第6章



エ 相談支援サービス

施策の方向3 相談支援体制の充実

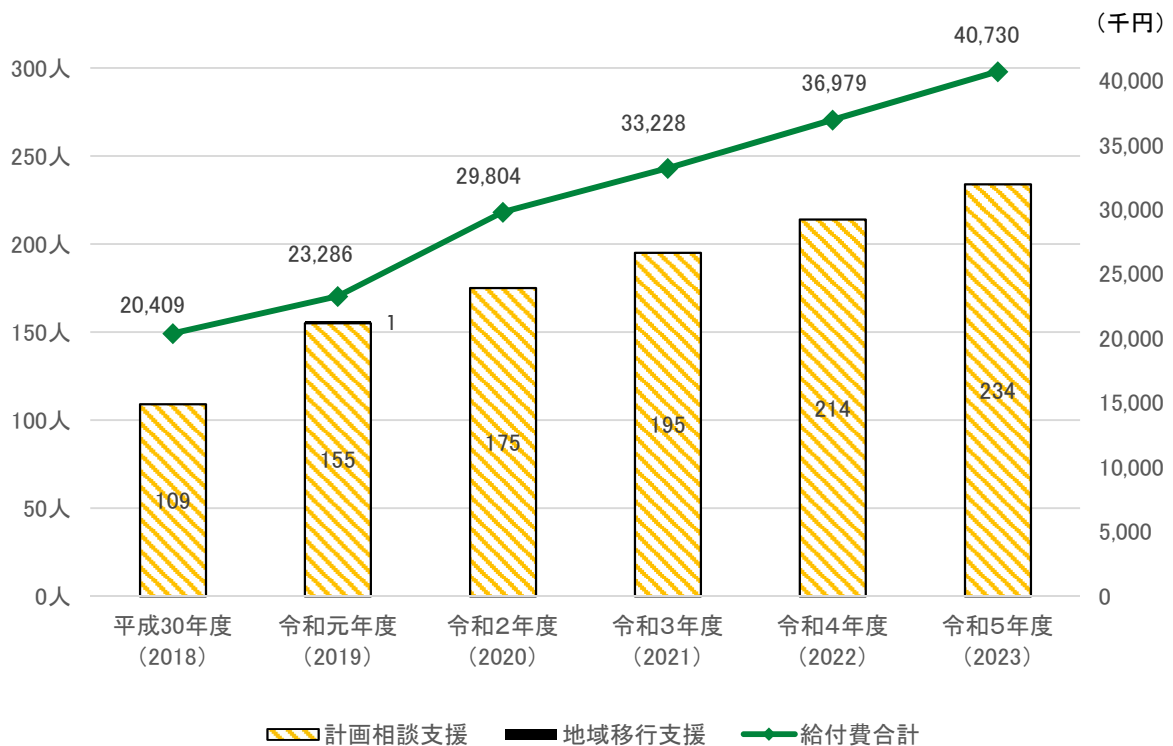
施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
計画相談支援 (15事業所)	障害福祉サービス等を利用しようとする場合に、障がい者の心身の状況や環境、サービス利用についての意向等をもとに、サービス等利用計画を作成します。また、障害福祉サービスの利用状況の検証等を行います。
地域移行支援 (3事業所)	施設や病院に入所等している障がい者を対象に、地域移行支援計画を作成するとともに、外出の同行支援や住居確保など新生活の準備等の支援を行います。
地域定着支援 (3事業所)	自宅において単身で生活している障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因する緊急の事態等には必要な支援を行います。

障害福祉サービス量等の見込み
(障害福祉計画・障害児福祉計画)

サービス利用量	単位	第5期（実績）			第6期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	人/月	109	155	175	195	214	234
給付費	千円/年	20,409	23,002	29,804	33,228	36,979	40,730
地域移行支援	人/年	0	1	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	284	0	0	0	0
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0	0
給付費合計	千円/年	20,409	23,286	29,804	33,228	36,979	40,730

- ※ 人数は月間の実利用者数、給付費は年間累計の金額
- ※ 令和2年度は見込み
- ※ 「地域移行支援」及び「地域定着支援」は年間の実利用者数
- ※ 「計画相談支援」の実績は各年度の3月分



第6章

(4) 障害児支援

施策の方向3 相談支援体制の充実

施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

サービスの種別	サービスの内容
児童発達支援 (22事業所)	未就学児を対象として事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援 (市内になし)	上肢、下肢又は体幹に機能障がいのある児童を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス (30事業所)	授業の終了後又は学校の休業日に事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援 (4事業所)	保育所など障がい児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援 (市内になし)	重症心身障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
障害児相談支援 (7事業所)	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に、障害児支援利用計画を作成します。また、障害児通所支援の利用状況の検証等を行います。

障害福祉サービス量等の見込み
(障害福祉計画・障害児福祉計画)

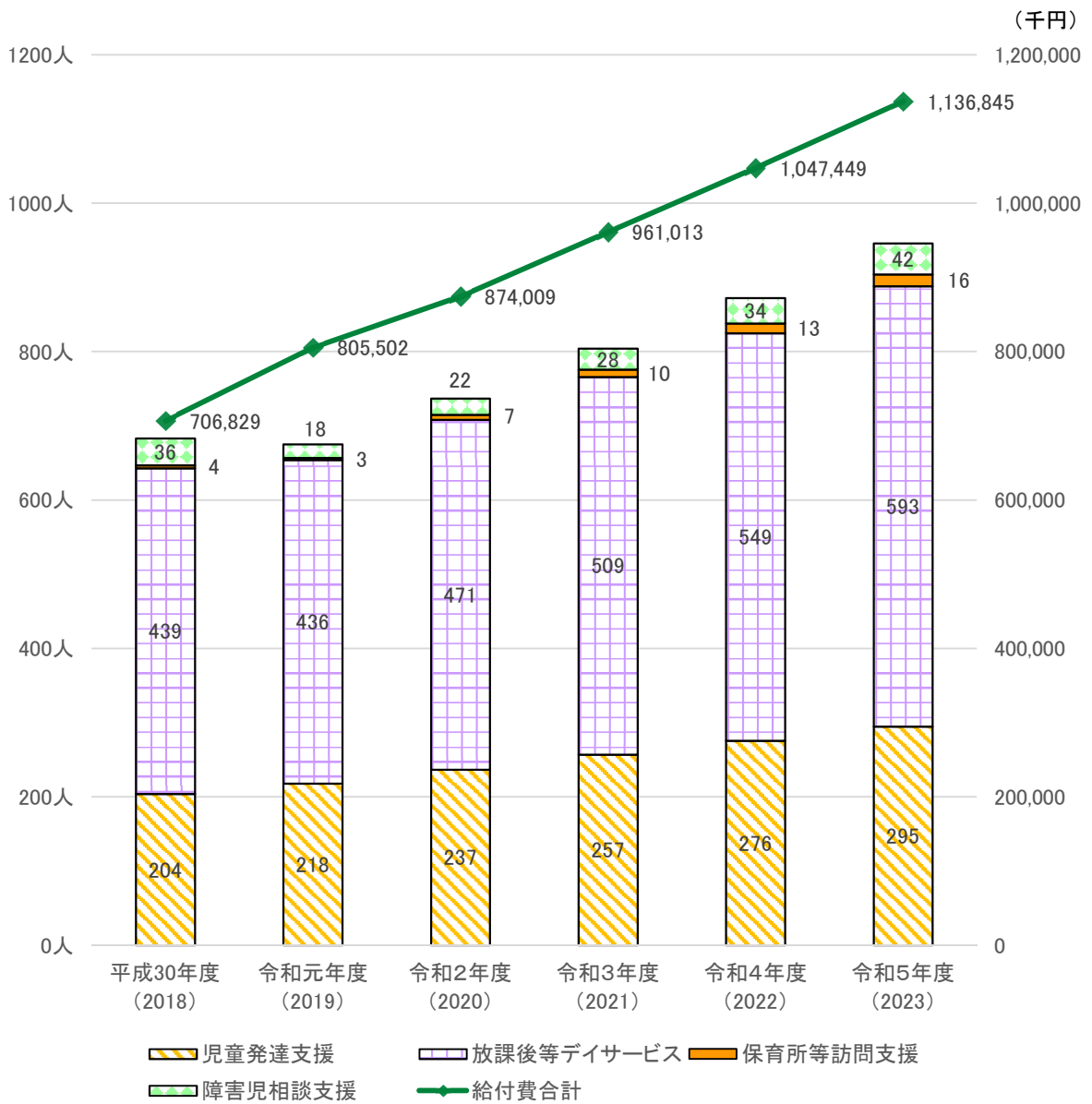
サービス利用量	単位	第5期(実績)			第6期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	日/月	1,609	1,862	2,070	2,352	2,635	2,917
	人/月	204	218	237	257	276	295
給付費	千円/年	205,536	259,265	316,990	372,162	427,208	482,254
医療型児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	日/月	4,455	4,146	4,415	4,702	5,007	5,332
	人/月	439	436	471	509	549	593
給付費	千円/年	497,160	539,652	552,495	580,441	609,822	641,843
保育所等訪問支援	日/月	4	2	7	10	13	16
	人/月	4	3	7	10	13	16
給付費	千円/年	1,331	2,208	261	2,588	3,232	3,877
居宅訪問型児童発達支援	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
給付費	千円/年	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	36	18	22	28	34	42
給付費	千円/年	2,802	4,377	4,263	5,822	7,187	8,871
給付費合計	千円/年	706,829	805,502	874,009	961,013	1,047,449	1,136,845

※ 人数は月間の実利用者数、日数は月間の延べ利用日数、給付費は年間累計の金額

※ 令和2年度は見込み

※ 実績は各年度の3月分

第6章



5 地域生活支援事業の見込み

(1) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。

障害者総合支援法に基づき、市町村が定める障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めることになっています。

地域生活支援事業の実施に当たっては、障がい者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう取り組んでいきます。

(2) 地域生活支援事業の種類

- ア 理解促進研修・啓発事業
- イ 自発的活動支援事業
- ウ 相談支援事業
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業
- カ 意思疎通支援事業
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター
- サ その他任意事業

第6章

(3) 第5期障害福祉計画の実績

地域生活支援事業の利用実績

区 分		単 位	平成 30 年度 (2018)			令和元年度 (2019)			実績の 前年度比 (%)
			目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	
必 須	移動支援	時間/月	2,205	2,108	95.6	2,183	2,076	95.1	98.5
		人/月	184	209	113.6	182	205	112.6	98.1
任 意	訪問入浴	人/月	21	22	104.8	21	19	90.5	86.4
	日中一時支援	人/月	73	120	164.4	66	107	162.1	76.7

※ 単位は、国が示した障害福祉計画に準じる。

※ 時間数は1月当たりの延べ利用時間数、人数は1月当たりの実利用者数

※ 実績は各年度の3月分

(4) 地域生活支援事業

ア 理解促進研修・啓発事業 施策の方向1 障がい者理解の促進

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

※ 事業の詳細は第4章参照

	第5期（実績）			第6期		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	○	○	○	○	○	○

※ 国の基本指針に基づき、事業の実施の有無について見込む。

イ 自発的活動支援事業

- 施策の方向1 障がい者理解の促進
 施策の方向10 災害時支援体制の強化
 施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築
 施策の方向12 地域における人材等の創出と活用

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

	第5期（実績）			第6期		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	○	○	○	○	○	○

※ 国の基本指針に基づき、事業の実施の有無について見込む。

第6章

ウ 相談支援事業

施策の方向3 相談支援体制の充実

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がい者及び家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用や権利擁護など、地域で生活していくために必要な相談を行います。

※ 事業の詳細は第4章参照

	第5期（実績）			第6期		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
基幹相談支援センター 実施箇所数	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業 実施箇所数 （基幹相談支援センター を除く。）	5	6	6	8	8	8
市町村相談支援機能強化 事業 実施の有無	○	○	○	○	○	○
住宅入居等支援事業 実施の有無	○	○	○	○	○	○

※ 障害者相談支援事業は、障がい者基幹相談支援センター（障害者総合相談室ゆいはあと）、障がい者相談支援センターで実施

※ 国の基本指針に基づき、実施箇所数について見込む。

※ 国の基本指針に基づき、実施の有無について見込む。

工 成年後見制度利用支援事業
施策の方向2 権利擁護の推進

事業名	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費の全部又は一部を助成することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

	第5期（実績）			第6期		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実利用者数	1	2	1	2	3	3

※ 国の基本指針に基づき、実利用者数について見込む。

才 成年後見制度法人後見支援事業
施策の方向2 権利擁護の推進

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人後見の活動を支援します。

※ 権利擁護支援センターが法人後見活動の相談業務を実施

	第5期（実績）			第6期		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	○	○	○	○	○	○

※ 国の基本指針に基づき、実施の有無について見込む。

第6章

力 意思疎通支援事業

施策の方向7 社会参加の促進

事業名	事業の内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行います。

	単位	第5期（実績）			第6期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話通訳者の派遣 (個人からの依頼)	件	230	185	70	200	200	200
	人	245	189	75	220	220	220
手話通訳者の派遣 (講演会等)	件	106	57	50	100	105	110
要約筆記者の派遣 (個人からの依頼)	件	6	2	2	2	2	2
	人	6	2	2	2	2	2
要約筆記者の派遣 (講演会等)	件	14	11	5	10	15	20
手話通訳者の設置	箇所	1	1	1	1	1	1

※ 人数は年間の実利用者数、件数は年間の延べ派遣件数

※ 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響によるイベントの中止のため、派遣依頼が減少する見込み

※ 箇所は設置箇所数

キ 日常生活用具給付等事業

施策の方向7 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
日常生活用具給付等事業	在宅の障がい者に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

	単位	第5期（実績）			第6期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護・訓練支援用具	件	18	19	19	25	26	26
自立生活支援用具	件	22	23	25	31	31	31
在宅療養等支援用具	件	20	21	22	31	31	32
情報・意思疎通支援用具	件	49	50	57	53	54	56
排泄管理支援用具	件	4,169	4,180	4,195	4,080	4,120	4,200
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	8	7	8	6	6	7

※ 件数は年間の延べ給付件数

※ 令和2年度は見込み

第6章

ク 手話奉仕員養成研修事業

施策の方向7 社会参加の促進

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

	単位	第5期（実績）			第6期		
		平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
養成講習修了者数	人	68	36	20	40	40	40

※ 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、講座数・募集人数を減少して実施

ケ 移動支援事業

施策の方向7 社会参加の促進

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
移動支援事業 （21事業所）	屋外の移動に困難がある障がい者について、自立生活及び社会参加に伴う外出のための支援を行います。

	単位	第5期（実績）			第6期		
		平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
延べ利用時間	時間	2,108	2,076	2,161	2,200	2,230	2,270
実利用者数	人	209	205	180	210	215	220

※ 人数は月間の実利用者数、時間は月間の延べ利用時間

※ 令和2年度は見込み

※ 実績は各年度の3月分

コ 地域活動支援センター

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
地域活動支援センター	通所利用の障がい者に、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じた事業を行います。

	単位	第5期（実績）			第6期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
市内地域活動支援センター 実利用者数 (厚木市援護者)	人	103	96	80	95	95	95
他市地域活動支援センター 実利用者数 (厚木市援護者)	人	2	4	3	3	3	3
市内地域活動支援センター設置数	箇所	5	5	5	5	5	5

※ 人数は年間の実利用者数

※ 令和2年度は見込み

※ 箇所は設置箇所数

第6章

サ その他任意事業

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス (7事業所)	重度身体障がい者等の身体の清潔の保持又は心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを行います。
日中一時支援 (11事業所)	障がい者の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に日中における活動の場を提供します。

	単位	第5期（実績）			第6期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴サービス 実利用者数	人	21	21	21	21	21	22
日中一時支援 実利用者数	人	120	107	97	100	120	130

※ 人数は月間の実利用者数

※ 令和2年度は見込み

※ 実績は各年度の3月分

6 良質な障害福祉サービス等の確保のために

(1) サービスを担う人材の確保

市内の障害福祉サービス事業所に対して実施した調査によると、職員が不足している事業所は全体の約7割であり、職員の人材不足は全国的な課題となっています。

本市は、これまでも福祉分野に就職を希望する方と事業所をつなぐ場となる就職説明会を実施してきましたが、安定したサービスを提供するためには、サービスを担う人材の確保と定着に取り組む必要があります。

また、障害福祉サービス事業所においても、新たな職員を育成するとともに、職場定着に向けた取組を進めます。

(2) 専門性の深化

本市では、数多くの障害福祉サービス事業所があり、障がい者の日常生活を支援していますが、利用者からのニーズに対応するために、個々の障がい特性に応じた多種多様な支援が求められています。

市内の障害福祉サービス事業所に対して実施した調査によると、6割以上の事業所が職員研修の機会を確保しています。

また、事業所の職員が限られた時間内で気軽に参加できるよう、市主催で研修会を実施しています。こうした取組を継続していくとともに、高い専門性を持った新たな障害福祉サービス事業者を誘導するなど、良質な障害福祉サービス等の確保のための基盤整備を行います。

(3) サービスの適正化

障害福祉サービス事業者の指定は神奈川県が行い（政令指定都市は除く。）、移動支援事業等の地域生活支援事業者の指定は市町村ごとに行います。良好かつ適切なサービス提供を継続していくために、状況に応じて神奈川県と連携を図り、事業者に対して必要な指導や監査を行います。